

—災害に日本一強い奈良県へ—

奈良県国土強靱化地域計画

平成28年5月

【 目 次 】

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . 1
- 3 計画の期間 . . . 2
- 4 計画の構成 . . . 2

第2章 基本的な考え方

- 1 奈良県の目指す姿 . . . 3
- 2 基本目標 . . . 3
- 3 強靱化推進にあたっての留意事項 . . . 4

第3章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク . . . 7
- 2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定 . . . 14
- 3 脆弱性評価結果 . . . 14

第4章 強靱化施策の推進方針

- リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針 . . . 15

第5章 PDCAサイクルによる計画の推進

- 1 奈良県国土強靱化アクションプラン . . . 48
- 2 県の他の計画等の必要な見直し . . . 48
- 3 計画の進捗管理と不断の見直し . . . 48

（別紙1）脆弱性評価結果

（別紙2）施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。また、平成26年6月には、基本法に基づき「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、大規模自然災害等に備えて、事前防災・減災に関する施策を総合的に推進することとされたところである。

一方、本県においても、「奈良県地震防災対策アクションプログラム」を策定して大規模地震対策を進めてきたほか、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、平成26年4月に「奈良県地域防災計画」を全面的に見直すとともに、「奈良県地域防災活動推進条例」を施行するなど、防災・減災のための施策に取り組んできた。

このような本県の防災・減災対策の継承を念頭に置きつつ、あらためて本県の自然災害に対する脆弱性を評価し、県土の強靱化を図ることにより、「奈良県国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本県の国土強靱化の指針となるものである。また、奈良県地方創生総合戦略との調和を図りつつ策定する。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、平成28年度（2016）から平成32年度（2020）までの5年間とする。

4 計画の構成

第1章 計画策定にあたって

計画の策定趣旨や位置づけ等を提示



第2章 基本的な考え方

- 1 目指す姿である「災害に日本一強い奈良県」を提示
- 2 「災害に日本一強い奈良県」との目指す姿のもと、「基本目標」を設定



第3章 脆弱性評価

- 1 どのような災害に対して強靱化を図るかを「想定するリスク」として設定
- 2 18項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、現状と比較した脆弱性の評価を実施



第4章 強靱化施策の推進方針

- 1 奈良県を強靱化するために必要な施策の推進方針を策定
- 2 リスクシナリオごとの推進方針のほか、施策分野ごとの推進方針についても策定



第5章 PDCAサイクルによる計画の推進

- 1 それぞれの施策の具体的事業を「奈良県国土強靱化アクションプラン」として策定
- 2 毎年度進捗状況を管理し、「PDCAサイクルによる計画の推進及び見直し」を実施

第2章 基本的な考え方

1 奈良県の目指す姿

奈良県は、温暖な内陸性気候であり、災害が比較的少ない地域と言われてきた。しかし、過去には宝永地震や伊賀上野地震など、大地震による被害が県内でも発生したことが記録されている。また、明治の十津川大水害、伊勢湾台風、大和川大水害など幾度となく大きな水害が発生しており、平成23年9月には、台風第12号がもたらした大雨により南部・東部の山間地域を中心に大規模な土砂災害が発生し、多くの貴い命が失われたことは記憶に新しいところである。

近年の気象状況を見ると、記録的な豪雨による土砂災害や浸水被害など、大規模な災害が全国各地で発生している。また、国の発表による南海トラフ巨大地震の被害想定では、超広域にわたって甚大な被害が発生し、県内においても最大で建物全壊棟数約47,000棟、死者約1,700人という大きな被害が予想されている。

災害は、社会のあり方によって被害の状況が大きく異なる。このため、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、平時から大規模自然災害等への備えを行うことが重要である。

このため、本計画に基づく強靱化対策を推進し、大規模自然災害等に強い県土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう県民の力を向上させることにより、自然災害による死者ゼロの「災害に日本一強い奈良県」を目指す。

2 基本目標

基本法では第14条で「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえた上で、「災害に日本一強い奈良県」との目指す姿のもと、奈良県では以下の3つを基本目標とする。

自然災害の発生を可能な限り予測し、災害発生時にも

- (1) 人命を守る 災害による死者をなくす
- (2) 県民の生活を守る できる限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る
- (3) 迅速な復旧・復興を可能にする

3 強靱化推進にあたっての留意事項

国の基本計画で定められた「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下の点に留意して強靱化に係る施策を推進する。

(1) 長期的、広域的観点からの施策の推進

- 本県の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討するとともに、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 県内のみならず、県域を越えて広範囲に被害を及ぼす巨大災害を念頭に、広域的な視点を持って施策を推進する。

(2) 効果的な施策の推進

- 地域の状況に応じて災害リスクを予測し、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 「自助」及び「共助」による地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（県、国、市町村）と民（県民、事業者）が役割分担して取り組む。
- 国、市町村、民間事業者と十分連携を図るとともに、強靱化に取り組む市町村を支援する。
- 各施策が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においても有効に活用される対策と

なるように取り組む。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本を有効活用する等により費用を縮減するなど、限られた財源の中で効率的かつ効果的に施策を推進する。
- 施設等の効率的、効果的な維持管理に努める。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 紀伊半島大水害の経験・教訓の継承や、科学的知見に基づく調査研究の成果を普及する。
- 豊かな自然と貴重な文化財を有する本県の特徴を踏まえ、自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮して施策を推進する。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人などの多様な視点をもって施策を推進する。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、強靱化の担い手を育成し、その活動環境の整備に努める。
- 地域活性化等にもつながり、本県の持続的成長の促進に寄与する取組を進める。

(参考) 国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(要約)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ② 長期的視野を持った取組推進
- ③ 地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土への転換
- ④ 経済社会システムの潜在力、抵抗力、適応力の強化
- ⑤ 適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦ 国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担
- ⑧ 平時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 施策の重点化の推進
- ⑩ 既存の社会資本の有効活用
- ⑪ 民間資金の積極的活用
- ⑫ 施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬ 土地の合理的利用の促進
- ⑭ 研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮
- ⑰ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

第3章 脆弱性評価

本県の強靱化を進めるにあたり、大規模自然災害に対する本県の脆弱性評価を実施した。

脆弱性評価では、まず本県に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定するリスク」として定め、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

1 想定するリスク

県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の基本計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

(1) 地震

① 内陸型地震（第2次奈良県地震被害想定調査報告書より）

県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に被害の大きな、①奈良盆地東縁断層帯、②中央構造線断層帯、③生駒断層帯による地震の特徴は以下のとおりで、[]の数字は被害が最大となる奈良盆地東縁断層帯の被害量を記載している。

(i) 地震動（揺れ）

- ・県内で震度7から震度5強の揺れが想定

(ii) 人的被害

- ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの
- ・負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの [死者：約5,200人、負傷者：約19,000人、死傷者：約24,200人]

(iii) 建物被害

- ・建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの [全壊：約120,000棟、半壊：約83,000棟、全・半壊計：約203,000棟]

(iv) 避難者数（最大と見込まれる1週間後）

[避難者数（最大と見込まれる1週間後）：約435,000人]

(v) ライフライン被害（発生直後）

[断水世帯：約434,000世帯] 断水世帯率：89%

[停電世帯：約486,000世帯] 停電世帯率：ほぼ100%

[都市ガス供給支障世帯：約257,000世帯] 供給支障世帯率：ほぼ100%

(vi) その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

② 南海トラフ巨大地震（海溝型地震：内閣府が公表した被害想定より）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計している。また、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、平成24年8月及び平成25年3月に取りまとめられた被害想定は以下のとおりである。

(i) 人的被害及び建物被害

県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

<県内における人的被害・建物被害の想定>

| | 基本ケース (被害が最少の場合) | 陸側ケース (被害が最大の場合) |
|----------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 県内市町村における 最大震度の分布 | 6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村 | 6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし |
| 死者数 | 約100人 | 約1,700人 |
| 建物全壊棟数 | 約7,500棟 | 約47,000棟 |

県内では最大約1,700人の死者のうち約90%が建物倒壊によるものと想定され、残りは土砂災害や火災によるものとされている。

(ii) 県内における施設等の被害想定

| 被害想定項目 | 県内の想定被害 (最大値) | |
|-----------------------|------------------|--------|
| ライフライン施設被害 | 上水道(断水人口) | 約130万人 |
| | 下水道(支障人口) | 約93万人 |
| | 電力(停電軒数) | 約82万軒 |
| | 固定電話(不通回線数) | 約23万回線 |
| | ガス(都市ガス供給停止戸数) | 約3万8千戸 |
| 交通施設被害 | 道路施設被害(箇所数) | 約920箇所 |
| | 鉄道施設被害(箇所数) | 約590箇所 |
| 避難者数 | 発災1日後 | 約14万人 |
| | 発災1週間後 | 約29万人 |
| | 発災1ヶ月後 | 約23万人 |
| 帰宅困難者数 | | 約13万人 |
| 被災可能性のある国宝・重要文化財(施設数) | | 38施設 |
| 孤立可能性のある集落数(農業集落) | | 41集落 |

<参考>過去の奈良県内における主な地震災害

| 発生年月日 発生時刻 | 地震名 規模 (M) | 県内の被害状況 | | | 備考 |
|------------------------------------|----------------|---------|------|---|---|
| | | 死者 | 負傷者 | 建物被害 | |
| 1707 (宝永 4) 10. 28 | 宝永地震 8. 4 | 63 人 | 不明 | 潰家 3, 219 戸 | 南海トラフを震源とする海溝型巨大地震。 全国の死者は少なくとも 2 万人といわれる。 |
| 1854 (嘉永 7) 7. 9 14:00 頃 | 伊賀上野地震 7. 3 | 約 300 人 | 不明 | 約 6, 000 戸 | 奈良、大和郡山で震度 6。 全体の死者 1, 300 人（諸説あり）、負傷者 994 人。 |
| 1854 (安政元) 12. 23 9:00 頃 | 安政東海地震 8. 4 | 不明 | 不明 | 不明 | 全体での死者は東海地震では 2 ～ 3 千人、南海地震では数千人と言われている。続けて発生した巨大地震の揺れと津波により、関東から九州におよぶ広い範囲で甚大な被害が生じた。 |
| 1854 (安政元) 12. 24 16:00 頃 | 安政南海地震 8. 4 | | | | |
| 1936 (昭. 11) 2. 21 10:07 | 河内大和地震 6. 4 | 1 人 | 不明 | 家屋の損壊約 1, 200 戸、法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土塀の損傷などの被害あり | 八木で震度 5。大阪・奈良の府県境で震動が大きかった。死者は大阪府で 8 人。余震多数。余震分布から大和川断層の活動と考えられる。 |
| 1944 (昭. 19) 12. 7 13:35 | 東南海地震 7. 9 | 3 人 | 21 人 | 全壊 89 戸 | 橿原で震度 5。東海地方で軍用機工場がほぼ全滅などの大被害。 全体で死者 1, 251 人、全壊 16, 455 戸。 |
| 1946 (昭. 21) 12. 21 4:19 | 南海地震 8. 0 | 0 人 | 13 人 | 全壊 37 戸、春日大社灯籠約 300 基倒れる | 橿原で震度 5。近畿・四国が被害の中心となった。全体で死者 1, 330 人、全壊 9, 070 戸。 |
| 1952 (昭. 27) 7. 18 1:09 | 吉野地震 6. 7 | 3 人 | 6 人 | 半壊 1 戸、春日大社の石灯籠 650 基が倒れる | 橿原で震度 4。近畿地方をはじめ、中部地方の西部でも小被害があった。震源がやや深かった（60km）ために被害地が分散している。全体で死者 9 人、負傷者 136 人、全壊 20 戸。 |

(各数値は集計日時や機関により異なる場合があります)

(2) 水害

－大和川大水害（昭和57年7月31日～8月3日）－

台風第10号が、紀伊半島の南海上を北上。昭和57年8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨とな



川のようになった王寺町役場前
（『歴史から学ぶ、奈良の災害史』より）

り、8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160ミリ（観測開始以来2番目）、8月3日155.5ミリ（同3番目）という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

(3) 土砂災害

－紀伊半島大水害（平成23年8月30日～9月4日）－

台風第12号が北上し、9月2日に四国に接近、3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して4日朝に日本海に抜けた。県内では、台風接近に伴い30日夜から雨が降りはじめたが、台風が遅かったため、9月4

日の午前9時頃まで長時間継続した。

総降水量は、上北山のアメダスで1,812.5ミ、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では2,436ミリが観測されている。また、72時間降水量も上北山のアメダスで1,652.5ミと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも1,303ミを記録するなど県南部全域で経験したことがないような大雨となった。



最大の崩壊地となった栗平と河道閉塞
(『紀伊半島大水害の記録』より)

これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが4カ所で発生した。

県内の主な被害は、死者14名、行方不明者10名、建物全壊49棟、半壊・一部損壊85棟、床上浸水13棟という大きなものとなった。

一 亀の瀬地すべり

明治36年7月、亀の瀬（大阪府柏原市）において、断続的に降り続く雨により地滑りが発生し、王寺駅南方で甚大な浸水被害が発生した。

昭和6年11月の柏原市峠地区を皮切りに、翌年2月まで各所で亀裂が見つかり、2月4日には関西本線の亀の瀬トンネルが崩壊し始めた。21日には峠地区で大規模な地滑りが発生。7月には大雨で、地滑りが活発化し、上流の王寺駅周辺が広範囲に浸水した。

昭和42年2月、清水谷地区で亀裂が発見され、峠地区の旧地滑り地も影響を受けて活動をはじめ、併せて約50ヘクタールに及ぶ大規模な地滑りに発展した。大和川を越えた対岸の国道25号は約1メートル隆起し、大和川も延長250メートルにわたって川幅が約1メートル縮小し、河床も隆起した。

<参考>過去の奈良県内における主な水害・土砂災害等

| 発生年月日 | 災 害 名 | 県内の被害状況 | | | |
|------------------------|------------------------|---------|-------|-------|----------|
| | | 死者 | 行方不明者 | 負傷者 | 建物被害 |
| 1889 (明.22) 8.18 ~ 20 | 水害・土砂災害 (十津川大水害) | 249 人 | | | |
| 1912 (大.元) 9.21 ~ 23 | 風害・水害 | 51 人 | | | |
| 1917 (大.6) 9.28 ~ 30 | 水害・土砂災害 | 25 人 | 5 人 | 24 人 | 9,929 棟 |
| 1921 (大.10) 9.23 ~ 25 | 風害・水害 | 5 人 | | 23 人 | 21,142 棟 |
| 1930 (昭.5) 7.30 ~ 8.1 | 水害・土砂災害 | 5 人 | 2 人 | 14 人 | 6,294 棟 |
| 1934 (昭.9) 9.17 ~ 21 | 風害・土砂災害 (室戸台風) | 11 人 | | 79 人 | 1,353 棟 |
| 1950 (昭.25) 9.1 ~ 3 | 風害 (ジェーン台風) | 1 人 | | 15 人 | 2,269 棟 |
| 1953 (昭.28) 7.17 ~ 20 | 水害・土砂災害 | 31 人 | 13 人 | 30 人 | 1,905 棟 |
| 1953 (昭.28) 9.22 ~ 25 | 風害・土砂災害 | 8 人 | 4 人 | 26 人 | 14,510 棟 |
| 1956 (昭.31) 9.25 ~ 27 | 水害・土砂災害 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 4,281 棟 |
| 1957 (昭.32) 6.26 ~ 27 | 水害 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1,069 棟 |
| 1958 (昭.33) 8.24 ~ 25 | 水害・土砂災害 | 2 人 | 6 人 | 2 人 | 710 棟 |
| 1959 (昭.34) 8.12 ~ 14 | 水害 | 1 人 | | | 2,884 棟 |
| 1959 (昭.34) 9.25 ~ 26 | 水害・土砂災害 (伊勢湾台風) | 88 人 | 25 人 | 104 人 | 14,885 棟 |
| 1961 (昭.36) 9.14 ~ 16 | 風害・水害・土砂災害 (第2室戸台風) | 6 人 | | 142 人 | 14,943 棟 |
| 1961 (昭.36) 10.26 ~ 28 | 水害 | 1 人 | | 1 人 | 666 棟 |
| 1965 (昭.40) 9.8 ~ 10 | 風害・土砂災害 | 1 人 | | 2 人 | 155 棟 |
| 1966 (昭.41) 6.30 ~ 7.2 | 土砂災害 | 2 人 | | | 698 棟 |
| 1967 (昭.42) 4月上・中 | 土砂災害 | 1 人 | | | 5 棟 |
| 1969 (昭.44) 7.4 ~ 5 | 土砂災害 | 1 人 | | | 78 棟 |
| 1970 (昭.45) 7.4 ~ 5 | 土砂災害 | 1 人 | | | 43 棟 |
| 1971 (昭.46) 9.26 | 土砂災害 | 3 人 | 8 人 | 4 人 | 1,289 棟 |
| 1972 (昭.47) 7.9 ~ 14 | 土砂災害 | 1 人 | | 3 人 | 607 棟 |
| 1979 (昭.54) 6.27 ~ 30 | 水害 | 1 人 | | | 2,694 棟 |
| 1982 (昭.57) 7.31 ~ 8.3 | 水害・土砂災害 (大和川大水害) | 14 人 | 2 人 | 38 人 | 13,530 棟 |
| 1998 (平.10) 9.22 | 風害 | 2 人 | | 87 人 | 11,871 棟 |
| 2011 (平.23) 8.30 ~ 9.4 | 水害・土砂災害 (紀伊半島大水害) | 14 人 | 10 人 | 6 人 | 184 棟 |

2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本県の特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合等を行い、奈良県の脆弱性評価の前提となる「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定した。

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施 | |
| 1-1 | 地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| 1-2 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生 |
| 1-3 | 大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態の発生 |
| 1-4 | 避難行動の遅れ等による死傷者の発生 |
| 2. 救助・救急、医療活動等の迅速な実施 | |
| 2-1 | 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞 |
| 2-2 | 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| 2-3 | 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生 |
| 2-4 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 |
| 3. 県民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持 | |
| 3-1 | 県・市町村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 3-2 | サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下 |
| 4. ライフラインの確保 | |
| 4-1 | 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| 4-2 | 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止 |
| 4-3 | 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止 |
| 5. 二次災害の防止 | |
| 5-1 | ため池、ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生 |
| 5-2 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 6. 地域社会、経済の迅速な再建・回復 | |
| 6-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 6-2 | 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 6-3 | 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態 |

3 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果を別紙1に示した。

第4章 強靱化施策の推進方針

リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、奈良県の強靱化を実現するために必要な施策の推進方針を示す。

第3章で示した、リスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえた推進方針は次のとおりである。

なお、本計画で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、どの事態が生じた場合であっても、本県に大きなダメージを与えることになる。このため、リスクシナリオ別に重点化は行わず、全ての推進方針をアクションプランに反映し、施策を推進していく。

また、施策分野ごとの推進方針についても、別紙2に示す。

※重要業績評価指標（KPI）の括弧内の年次は年度表記とする。

○基本目標1：人命を守る

1. 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐ

【耐震化の促進】

- 住宅・建築物の耐震化率は、全国とほぼ同じ水準であり、一定の進捗が見られるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。**（まちづくり推進局）**
- 老朽化した県営住宅について、居住者の安全確保の観点から、建替えに加え、耐用年数の残る県営住宅への住み替え等により、県営住宅居住者の地震時被害を軽減させるための総合的な取組を進める。**（まちづくり推進局）**
- 公立小中学校施設の耐震化率は平成26年度末で94.0%であり、また屋内運動場等の施設は、災害時に避難場所として利用されることもあることから、天井の落下防止対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る。**（教育委員会）**
- 県立学校のうち、特別支援学校については平成26年度に耐震化が完了した。高等学校については、平成25年度から平成29年度を耐震化整備集中期間として着実に整備を進める。**（教育委員会）**
- 保育所、障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の耐震化を促進する。**（健康福祉部、こども・女性局）**

- 地震による緊急輸送道路ネットワークの遮断を回避するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を推進する。(県土マネジメント部)
- 鉄道施設の被害を未然に防止し、倒壊等による被害の拡大を防ぐため、鉄道事業者が実施する鉄道駅及び高架橋などの耐震化を支援する。(県土マネジメント部)

<重要業績評価指標 (K P I) >

| | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|-------------|-------------|
| 住宅の耐震化率 | 79% (H27) | 95% (H32) |
| 耐用年数を超過した県営住宅の退居戸数 | 0 戸 (H27) | 236 戸 (H32) |
| 公立小中学校施設の耐震化率 | 94.0% (H27) | 100% (H32) |
| 県立学校施設の耐震化率 (高等学校・特別支援学校) | 82.0% (H27) | 95.0% (H32) |
| 社会福祉施設の耐震化率 | 84.6% (H25) | 100% (H32) |
| 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 | 67% (H26) | 83% (H32) |
| 鉄道駅の耐震補強完了率 | 80% (H27) | 100% (H35) |

【住宅等における安全の確保】

- 住宅の地震時における家具の転倒防止対策等の普及・啓発を図る。(防災統括室)
- 住宅の新築において中間検査、完了検査を徹底させることにより法的確な執行を確保、既存建築物について定期報告制度や防災査察による安全性等の確保をすることにより、出火防止対策を実施する。(まちづくり推進局)
- 老朽化した空き家が増加する中で、地域の住民の安全を確保し住み続けられる地域づくりを進める観点から、市町村による空き家の再生や除却等を促進する。(まちづくり推進局)
- 県営住宅について、建替えに加え、長寿命化のためのストック改善を進めるとともに、民間住宅について、長期優良住宅の普及等により住宅の質の向上を図る。(まちづくり推進局)

<重要業績評価指標 (K P I) >

| | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 住宅等の新築における完了検査率 | 96% (H27) | 99% (H32) |

【市街地における安全性の確保】

- 都市計画区域内 28 市町村のうち 22 市町で、都市防災に配慮した市町村都市計画マスタープランが策定されているが、残り 6 市町村に対しても策定支援を行う。(まちづくり推進局)
- 市街地における道路空間の確保は、防災上有効であるため、今後も着実に改良を進める。

(まちづくり推進局)

- 災害時の確実な避難や応急対策ができるよう、道路の安全性を高めるため、市街地等の道路における無電柱化を推進する。(県土マネジメント部)
- 大地震時の宅地の安全性を確保するため、第1次スクリーニングとして大規模盛土造成地の概ねの位置や規模について調査を終え、大規模盛土造成地マップを公表した。今後、マップの周知を図るとともに、第2次スクリーニングを計画的に進めるために、調査の優先度を決定し、優先度の高い大規模盛土造成地から現場調査と安全性の検証を行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて滑動崩落防止工事の実施を推進する。(まちづくり推進局)

| <重要業績評価指標 (KPI)> | 現状値 | 目標値 |
|------------------------------------|-----------|------------|
| 都市防災に配慮した市町村都市計画マスタープランを策定した市町村の割合 | 79% (H27) | 100% (H32) |
| 市街地等の幹線道路の無電柱化率 | 8% (H26) | 12% (H32) |

【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

- 国宝、重要文化財が多い本県においては、災害時における文化財の被害低減を図るため、引き続き関係機関などが連携した啓発活動や防災・防火設備の設置促進、安全確保などの取組を推進する。(教育委員会)

| <重要業績評価指標 (KPI)> | 現状値 | 目標値 |
|----------------------|-------------|-------------|
| 県指定文化財（建造物）の防災設備の設置率 | 68.7% (H27) | 74.3% (H32) |

【帰宅困難者対策】

- 県外就業率・就学率が高く、観光客が多いという本県の特徴を踏まえ、県外就業者・就学者（県民）に対する啓発や、帰宅困難者対策ガイドラインの策定、観光客向けの避難場所の確保、災害対応訓練の実施などを行う。(防災統括室・観光局)

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生を防ぐ

【河川整備等総合的な治水対策の推進】

- 大和川流域の内水対策や浸水常襲地域の対策を進めるため、直轄遊水地整備をはじめ、国による大和川河川改修を促進するとともに、県管理河川の改修、直轄遊水地を活用した内水対策、市町村とも連携した流域対策、及び避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード整備とソフト対策が連携した流域全体の総合的な治水対策を推進する。さらに、洪水を安全に流すための対策に加え、越水等が発生した場合にも被害を軽減させるため、危機管理型ハード対策として堤防の質的改良を推進する。(県土マネジメント部)
- 水田貯留の機能に着目し、水田の保全をも目的に平成24年度から取組をはじめており、平成26年度には27haに拡大した。今後も効果的・組織的な取組を進める。(農林部)
- 県管理の河川堤防、ダム、樋門について適切な維持管理を行うため、ダム、樋門等河川管理施設の老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う。
そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。(県土マネジメント部)
- 平成24年度に完成した大滝ダムの効果を最大限発現させるため、国及び県が協力しながら紀の川の改修を進め、国及び県管理区間における未改修区間の対応を進める。(県土マネジメント部)
- 紀伊山地は土砂流出・堆積の著しい流域が存在することや複数の管理者によるダムが整備されていることから、堆積土砂対策や利水ダムの治水運用の拡大など、洪水対応等の危機管理に向けた国による上下流一貫した総合的な治水対策を促進する。(県土マネジメント部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

浸水常襲地域における減災対策実施率

現状値

52% (H26)

目標値

73% (H32)

水田貯留の実施面積

30ha (H27)

63ha (H32)

県管理ダムの長寿命化計画の策定

0箇所 (H27)

5箇所 (H29)

【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】

- 水位周知河川23河川について、浸水想定区域図の作成を終え、対象となる31市町村で洪水ハザードマップを作成済みであるが、水防法改正に伴う県の浸水想定区域図の見直しとともに、洪水ハザードマップの見直しを行う市町村への技術的な支援を行う。また、市町村における洪水ハザードマップを活用した防災訓練の実施や住民への周知などを支援する。(県土マネジメント部)

- 水害の防止及び減災を図るため、河川監視ライブカメラを活用し、洪水時の河川状況をインターネットや主要駅のデジタルサイネージでリアルタイム配信するなど、水防情報の提供を充実させる。(県土マネジメント部)

| ＜重要業績評価指標（KPI）＞ | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|------------|------------|
| 水防情報を周知する水位観測局設置数 | 39 箇所(H26) | 57 箇所(H32) |

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態の発生を防ぐ

【土砂災害対策の推進】

- 危険な区域の指定と周知、情報伝達体制、防災体制の充実などのソフト対策の充実を最優先とし、ハード対策は選択と集中により、崩落やその兆候が見られる箇所の対策を最優先で取り組むとともに、代替性のない避難所や24時間入居している要配慮者利用施設などの防災上重要な施設が存する箇所の対策を先行的に実施する。また、砂防関係施設の老朽化対策を推進する。(県土マネジメント部)
- 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した赤谷地区等6地区における国による砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる。(県土マネジメント部)
- 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる。(県土マネジメント部)
- 木津川上流域においては、土石流危険渓流が集中していることから、安全な生活基盤の確保に向けた国による事業の実施を促進し、地域の安全・安心を向上させる。(県土マネジメント部)
- 災害発生時、二次災害を防止するため、斜面の判定を行う斜面判定士を育成（全国砂防ボランティア協議会認定）する。(県土マネジメント部)

| ＜重要業績評価指標（KPI）＞ | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------|------------|------------|
| 土砂災害から保全される避難場所及び要配慮者利用施設の整備箇所数 | 34 箇所(H27) | 54 箇所(H32) |

【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備】

- 土砂災害警戒区域（イエロー）の区域指定は平成27年5月に完了しており、今後は、土砂災害特別警戒区域（レッド）の指定を平成31年度までに完了させる。*（県土マネジメント部）*
- ゲリラ豪雨や大型台風などの異常気象、南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、大規模土砂災害の監視・警戒・避難のシステムづくり（深層崩壊マップ及びその解説資料並びに防災マップの作成・利活用のガイドラインの作成と普及）を行う。*（県土マネジメント部）*
- 『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、市町村地域防災計画に定めた避難場所・避難経路などを周知するため、市町村が行うハザードマップの作成、公表及び土砂災害に係る避難訓練を支援する。*（県土マネジメント部）*

| ＜重要業績評価指標（KPI）＞ | 現状値 | 目標値 |
|---|-----------|----------------|
| 土砂災害特別警戒区域指定箇所数 | 86箇所(H26) | 約10,000箇所(H31) |
| 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 | 73%(H26) | 100%(H32) |

【ため池の防災対策】

- 平成24年度から堤高15m以上のため池についてレベル2地震動に対応した耐震点検・調査を実施しているところ。早期進捗に向けて、県として事業実施主体である市町村に対し、今後より一層の啓発や支援を行う。*（農林部）*
- 決壊すると下流に多大な影響を与えるため池を防災重点ため池に位置付け、耐震調査及びハザードマップ作成を市町村において実施しているが、県としてソフト対策が早期に進むよう今後より一層の啓発や支援を行う。*（農林部）*

| ＜重要業績評価指標（KPI）＞ | 現状値 | 目標値 |
|---|------------|-----------|
| 堤高15m以上の農業用ため池のレベル2地震動に対応した耐震点検・調査の実施割合 | 80.0%(H27) | 100%(H32) |
| 多大な影響を与えるため池のうち、耐震調査及びハザードマップ作成を実施した割合 | 14.8%(H27) | 100%(H32) |

1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生を防ぐ

【災害時の確実な情報の伝達】

- 避難勧告等の発令基準について、市町村が水害・土砂災害等の発生の恐れを予測し、具体的な発令基準を運用できるように見直しの支援を行う。*(防災統括室、県土マネジメント部)*
- 県と地方気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」については、県ホームページの土砂災害・防災情報システムにおいて1kmメッシュ（気象庁は5kmメッシュ）の土砂災害警戒情報を掲載しており、今後、円滑な避難勧告等の発令に資する情報を拡充し、市町村及び住民への一層の周知を図る。*(県土マネジメント部)*
- 水害の防止及び減災を図るため、河川監視ライブカメラを活用し、洪水時の河川状況をインターネットや主要駅のデジタルサイネージでリアルタイム配信するなど、市町村及び住民への避難勧告・誘導に資する水防情報の提供を充実させる。*(県土マネジメント部)*
- 市町村の発令する避難勧告等や防災気象情報等を住民に伝達するため、奈良テレビと連携した災害時の情報発信等を進めているが、Lアラートの活用等、マスコミと連携した情報発信体制を更に強化する。*(防災統括室)*
- 県防災行政無線は、平成15年度より運用を開始して老朽化が進行しているため、災害に備えてデジタル化による防災情報伝達の高機能化を図る。*(防災統括室)*
- 県が市町村、消防及びライフライン機関等と災害情報を迅速に共有するとともに、県民への防災情報の提供を行うことを目的とした防災情報システムを整備する。*(防災統括室)*
- 災害発生時における県民からの安否確認に対して適切に対応できるよう、市町村とともに提供体制を構築しておく。その際、個人情報の取り扱いについて十分に配慮する。*(防災統括室)*

<重要業績評価指標（KPI）>

| | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|------------|-----------|
| 市町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定率 | 91.7%(H27) | 100%(H28) |
| 水害等に対する市町村のタイムライン策定率 | 0%(H27) | 100%(H32) |
| 水防情報を周知する水位観測局設置数 | 39箇所(H26) | 57箇所(H32) |

【災害時要援護者支援対策】

- 災害対策基本法において市町村に義務づけられた避難行動要支援者名簿の作成や、個別計画の策定支援を行う。*(健康福祉部)*
- 社会福祉施設は、非常災害時に対する避難計画を立てることとなっているが、計画が立てられているか、実行性がある計画かなど詳細は把握できていない。詳細を把握し、必

要に応じて計画作成や見直しを働きかける。(健康福祉部、こども・女性局)

- 個々の災害時要援護者の特性等に配慮した福祉避難所を整備するよう市町村に助言を行う。(健康福祉部)
- 在住外国人の安全・安心を確保するためにも、関係機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する。(総務部)

| ＜重要業績評価指標（K P I）＞ | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-------------|-------------|
| 福祉避難所を指定した市町村数 | 22 団体 (H27) | 39 団体 (H32) |
| 災害時通訳・翻訳ボランティア登録者数 | 64 名 (H27) | 80 名 (H32) |

【住民避難に係る施設の整備等】

- 市町村において避難場所が設定されているが、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく。その際、必要に応じて県有施設や民間施設の活用、隣接市町村間の避難者受入等を進められるよう支援する。(防災統括室)
- 市町村が事業主体の一次避難地、広域避難地や広域防災拠点となる都市公園の整備に対する国への交付金要望や、防災機能を有する都市公園の技術的な助言等の支援を行う。(まちづくり推進局)

| ＜重要業績評価指標（K P I）＞ | 現状値 | 目標値 |
|------------------------------|-------------|------------|
| 市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定完了率 | 43.5% (H27) | 100% (H28) |
| 市町村における避難所運営マニュアル策定率 | 46.2% (H27) | 100% (H32) |

【防災知識の普及啓発・防災教育】

- 住民の生命を守るためには、住民一人一人が日頃から災害に関する知識を習得し、備えることが必要であるため、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、県土マネジメント部)
- 県内では、避難を要するような自然災害等の経験のない県民が大半である。自主防災組織や自治会等が、実際に災害に直面した時に効果的・効率的に機能するために、訓練など体験的な学習により実践力を習得・向上できるよう支援する。(安全・安心まちづくり推進課)
- 学校における防災教育及び防災訓練の充実を図る。(教育委員会)
- 教職員を対象とした防災に係る研修会を実施し、小・中・高等学校・特別支援学校における防災教育の促進を図る。(教育委員会)

- 過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧するなど、災害教訓を伝承する。 (防災統括室)

| ＜重要業績評価指標（K P I）＞ | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------|---------------|---------------|
| 防災総合訓練における避難所運営訓練実施件数 | 1回(H27) | 年1回(H32) |
| シェイクアウト（県内一斉地震行動）訓練の参加登録者数 | 137,427人(H27) | 825,000人(H32) |
| 防災講演会の開催件数 | 1回(H27) | 年1回(H32) |
| 学校における防災訓練の実施率 | 99.8%(H27) | 100%(H28) |
| 教員の防災研修の受講割合 | 84.0%(H27) | 100%(H32) |

2. 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞を防ぐ

【非常用物資の確保】

- 家庭や企業等においては、7日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため県や市町村による啓発活動に取り組む。(防災統括室)
- 平成25年1月に非常用飲料水として12,000本6,000Lを製作したが、賞味期限が5年であるため、定期的な更新を行なう。(水道局)
- 家庭や企業の自主備蓄、更に市町村による物資供給が不足した場合に備えて、救援物資の現物備蓄及び企業との救援物資供給協定による流通備蓄に取り組む。(防災統括室)
- 県内の医薬品等販売業者の夜間連絡先や連絡網については把握しているが、取扱品目、流通経路についても把握することにより、災害時の供給体制に生かす。(医療政策部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

| | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|------------|-----------|
| 住民向け広報誌における非常用物資備蓄の啓発実施件数 | 1回(H27) | 年1回(H32) |
| 取扱品目、流通経路等を把握した販売業者率 | 69.6%(H27) | 100%(H32) |

【救援物資等の搬送の確保】

- 災害発生時にはインフラ等の遮断により、住民生活に必要な物資が供給されなくなる可能性があるため、救援物資対応マニュアルの作成等を実施する。(産業・雇用振興部)
- 被災地への物資の供給を迅速に行うために、物流事業者等との緊急時救援物資の輸送に関する協定が実効性を維持できるように対応する。(産業・雇用振興部)
- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。(県土マネジメント部)

【奈良県道路整備基本計画に基づき概ね10年以内に整備する箇所】

■ 紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和御所道路（御所南IC～五條北IC間、橿原北IC～橿原高田IC間）

大和北道路（（仮称）奈良IC～郡山下ツ道JCT間）

五條新宮道路

十津川道路、長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、辻堂バイパス、阪本工区

国道 169 号ライン

新伯母峯トンネル、高取バイパス、県道樫原高取線、県道御所高取線

■その他の骨格幹線道路

国道 168 号 香芝王寺道路、王寺道路

県道結崎田原本線、県道桜井吉野線、(都) 西九条佐保線 など

【新たに事業の具体化を図る箇所】

■紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和北道路 (木津 I C ~ (仮称) 奈良 I C 間)

五條新宮道路

十津川道路 II 期、新天辻工区

■その他

広域防災拠点へのアクセス道路 など

| <重要業績評価指標 (K P I) > | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------------|-----------|-----------|
| 京奈和自動車道 (奈良県域) の整備率 | 50% (H26) | 65% (H32) |
| 地域高規格道路 五條新宮道路 (奈良県域) の整備率 | 10% (H26) | 19% (H32) |
| 骨格幹線道路ネットワーク (路線の線的整備箇所) の整備率 | 22% (H26) | 52% (H32) |
| 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 | 67% (H26) | 83% (H32) |
| 道路法面防災の要対策箇所の対策率 | 17% (H26) | 23% (H32) |

2-2 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞を防ぐ

【警察機能の強化】

- 警察施設の耐震性が低いとされた 5 警察署に対して、2 警察署の建て替えや改修工事が終了した。残る 3 警察署についても、早いうちに改修工事等を実施する。(警察本部)
- 災害発生時の対応に資するため、警察本部及び県下各警察署の災害用装備資機材を整備する。(警察本部)
- 災害発生後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置を整備する。(警察本部)
- より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化、情報通信機能の強化、受援補給体制の整備等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。(警察本部)
- 県警警察官及び警察職員の備蓄食糧を拡充し、警察本部庁舎及び各警察署の非常用発動発電機、無停電電源装置の耐災害性の向上を図り、機能を強化する。(警察本部)
- 「地域防災拠点」「情報発信基地」となる交番・駐在所について、耐用年数を経過した

交番・駐在所を順次整備し、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る。
 (現在、耐用年数(木造30年、鉄骨45年、鉄筋70年)を経過した交番・駐在所は62か所(平成26年度)となっている。)(警察本部)

- 交番を「地域防災拠点」「情報発信基地」として、避難情報、被災者情報等を迅速に地域住民等に情報発信するため、交番に奈良県警察WANシステムを整備して、警察本部・警察署とのネットワーク化を図る。(警察本部)

| ＜重要業績評価指標（KPI）＞ | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------------|------------|------------|
| 警察本部及び警察署の耐震化率 | 76.9%(H26) | 92.3%(H32) |
| 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 | 89台(H27) | 121台(H32) |
| 交番のネットワークの整備率 | 23.2%(H27) | 100%(H32) |

【消防力の強化】

- 消防において災害対応力強化のための体制、救助業務高度化のための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて消防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進する。特に消防団員、救急救命士の人材を確保する。(消防救急課)
- 管内人口約90万人、37構成市町村により平成26年4月に設立された奈良県広域消防組合については、平成28年4月の通信部門の統合、平成33年の全体統合に向けて段階的に広域化を進め、住民サービスの向上や大規模災害に対応できる消防体制の充実強化を図る。(消防救急課)
- 緊急消防援助隊や関係機関との合同訓練において様々な形態、規模による訓練を実施し、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく。併せて、県外からの緊急消防援助隊の県内の受入体制の整備を図る。(消防救急課)
- 地域の活動拠点となる消防庁舎の耐震化により耐災害性を強化する。(消防救急課)

| ＜重要業績評価指標（KPI）＞ | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-------------|-------------|
| 県内の消防団員数 | 8,566人(H27) | 9,177人(H32) |
| 救急隊のうち救急救命士運用割合 | 98.6%(H27) | 100%(H32) |
| 緊急消防援助隊の登録数 | 48隊(H27) | 73隊(H30) |
| 消防本部・消防署の耐震化率 | 78.2%(H26) | 100%(H32) |

【陸上自衛隊の駐屯地誘致】

- 本県は全国で唯一陸上自衛隊の駐屯地がなく、今後南海トラフ巨大地震等の大規模災害等により県内全体が被災した場合、京都府南部の大久保駐屯地からの派遣では道路網等の寸断により、県南部地域への派遣には相当な時間を要し、人命救助等の即座の対応が困難である。

また、本県は紀伊半島中央部に位置し、周囲を大阪府・京都府・和歌山県・三重県に囲まれた海のない内陸県で津波被害等がなく、駐屯地が五條市付近にあれば、県防災基地と連携し、和歌山県・三重県・大阪府への後方支援拠点としての機能発揮が可能であることから、陸上自衛隊駐屯地の県内（五條市）誘致を促進する。*(防災統括室)*

【奈良県広域防災拠点の整備】

- 近い将来発生し、奈良県でも大きな被害が見込まれる南海トラフ巨大地震等の際において、県内被災地はもとより、より甚大な津波被害が想定される紀伊半島沿岸地域への支援拠点として、災害救助要員のベースキャンプ、ヘリポート救援物資の備蓄・集配機能などを有する広域防災拠点施設を紀伊半島中心部に位置する五條市に整備を図る。*(防災統括室)*

【防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施】

- 円滑な災害対応を実施するため、平常時から災害対策本部運営マニュアルの充実や業務別マニュアルの作成及び見直しを行い、災害種別に応じた図上訓練等を実施する。*(防災統括室)*
- 防災総合訓練などで関係機関との連携を図っており、今後も機会をとらえ、警察、消防、自衛隊などと「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく。*(防災統括室)*

<重要業績評価指標（KPI）>

奈良県災害対策本部事務局訓練の実施件数

現状値

1回(H27)

目標値

年1回(H32)

奈良県防災総合訓練の実施件数

1回(H27)

年1回(H32)

【自主防災力の強化】

- 自主防災組織結成補助金事業（平成22～24年度）や安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業（平成21年～）などを通じて様々な啓発を行い、県内の自主防災組織率を84.2%（平成27年4月現在）まで引き上げ、全国平均（81.0%）を上回ることができた。今後も、自主防災組織の充実及び活性化に取り組む。*（安全・安心まちづくり推進課）*
- 災害の規模が大きくなればなるほど、行政の公的救助・支援である「公助」は届きにくく、「自分や家族の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」といった「自助」「共助」が重要になる。このため、災害発生時の被害軽減・拡大防止、災害発生後の迅速・円滑な被災者支援のため、平常時から県民の身近で防災意識啓発や訓練指導等を行うとともに、発災時には共助活動の担い手となり得る人材（防災リーダー、防災士）を養成する。*（安全・安心まちづくり推進課）*

| ＜重要業績評価指標（KPI）＞ | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-------------|-------------|
| 自主防災（防犯）リーダー研修修了者数 | 1,702人(H27) | 2,300人(H30) |
| 防災士数 | 1,831人(H27) | 2,400人(H30) |

2-3 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生を防ぐ

【医療救護活動の促進】

- 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成支援及びDMATの資質向上や、DMAT活動マニュアルの更なる充実やトリアージ体制の強化等、医療救護活動を推進する。*（医療政策部）*

| ＜重要業績評価指標（KPI）＞ | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|------------|------------|
| 県内DMATチーム数 | 17チーム(H27) | 28チーム(H32) |

【災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化等、医療設備の整備】

- 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化や、自家発電装置及び応急医療機材の整備を促進する。*（医療政策部）*

| ＜重要業績評価指標（KPI）＞ | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------|------------|------------|
| 災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化率 | 74.3%(H26) | 82.5%(H32) |

【奈良県広域災害医療情報システムの運用による医療機関情報の共有】

- 災害発生時、医療機関情報の共有として、奈良県広域災害救急医療情報システムの運用や受入可能情報及び医療機関被災状況の情報共有を図る。(医療政策部)

<重要業績評価指標 (K P I) >

| | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------|-------------|-------------|
| 奈良県広域災害救急医療情報システム参加医療機関 | 67 機関 (H27) | 75 機関 (H32) |

【食中毒・感染症等の対策】

- 災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施する。(医療政策部)
- 災害時、避難所内での感染症等の発生を防止するため、平常時から医療関係機関と連携して、感染症の予防対策等を協議する。(医療政策部)
- 奈良県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設に対して監視指導を行う。(くらし創造部)

【発災後の遺体捜索、検視・検案、収容及び火葬等】

- 発災後に遺体の捜索及び検視・検案等を適切に実施するため、日頃から市町村や関係機関で情報を共有し、訓練等により連携を強化する。(医療施策部、警察本部)
- 発災後に遺体の収容及び火葬等を適切に実施するため、市町村に対して遺体収容所や火葬場の確保を働きかけるとともに、応急対策時に支援が可能となるよう応援体制の整備を行う。(くらし創造部)

【医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化】

- 医療活動を確保するため、緊急輸送道路ネットワークの整備及び緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を推進する。また、市町村が管理する道路施設の長寿命化修繕計画の策定支援など、老朽化対策の取組に対する市町村支援を行う。(県土マネジメント部)

<重要業績評価指標 (K P I) >

| | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-----------|-----------|
| 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 | 67% (H26) | 83% (H32) |
| 道路法面防災の要対策箇所の対策率 | 17% (H26) | 23% (H32) |

【汚水処理機能継続の確保】

- 災害時に備え、市町村所管の下水道施設についてBCPの策定支援を行う。(県土マネジメント部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

市町村の下水道BCP策定率

現状値

23% (H27)

目標値

100% (H28)

2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を防ぐ

【災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保】

- LPガス発電は、発電とともに併せてガス機器としても使用ができるため、孤立集落のエネルギー対策として効果的であることから、市町村等に補助制度の周知を行うなど導入促進を図る。(地域振興部)
- 災害時孤立の恐れのある地区において、自立分散型のエネルギーシステム導入促進を図るため、市町村等に補助制度の周知を行う。(地域振興部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

災害時電力供給システムの整備件数

現状値

1箇所 (H27)

目標値

3箇所 (H28)

【緊急輸送道路等の整備・保全、耐災害性の向上】

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを防止、軽減するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。(県土マネジメント部)

【奈良県道路整備基本計画に基づき概ね10年以内に整備する箇所】

■ 紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和御所道路（御所南IC～五條北IC間、橿原北IC～橿原高田IC間）

大和北道路（(仮称)奈良IC～郡山下ツ道JCT間）

五條新宮道路

十津川道路、長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、辻堂バイパス、阪本工区

国道169号ライン

新伯母峯トンネル、高取バイパス、県道橿原高取線、県道御所高取線

■その他の骨格幹線道路

国道 168 号 香芝王寺道路、王寺道路

県道結崎田原本線、県道桜井吉野線、(都)西九条佐保線 など

【新たに事業の具体化を図る箇所】

■紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和北道路(木津 I C ~ (仮称)奈良 I C 間)

五條新宮道路

十津川道路 II 期、新天辻工区

■その他

広域防災拠点へのアクセス道路 など

| ＜重要業績評価指標 (K P I)＞ | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|----------|----------|
| 京奈和自動車道(奈良県域)の整備率 | 50%(H26) | 65%(H32) |
| 地域高規格道路 五條新宮道路(奈良県域)の整備率 | 10%(H26) | 19%(H32) |
| 骨格幹線道路ネットワーク(路線の線的整備箇所)の整備率 | 22%(H26) | 52%(H32) |
| 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 | 67%(H26) | 83%(H32) |
| 道路法面防災の要対策箇所の対策率 | 17%(H26) | 23%(H32) |

【孤立化防止のための土砂災害対策】

- 土石流や地すべりなどの土砂災害により、道路が長期間不通にならないよう、砂防、地すべり対策を着実に推進する。また、既存の砂防関係施設については、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する。さらに、施設整備によるハード対策と併せて、災害時に市町村が適切な避難勧告・誘導が実施できるよう、国・県による適切な情報提供や避難訓練の実施などのソフト対策にも取り組む。(県土マネジメント部)

| ＜重要業績評価指標 (K P I)＞ | 現状値 | 目標値 |
|---|------------|------------------|
| 土砂災害から保全される避難場所及び要配慮者利用施設の整備箇所数 | 34 箇所(H27) | 54 箇所(H32) |
| 土砂災害特別警戒区域指定箇所数 | 86 箇所(H26) | 約 10,000 箇所(H31) |
| 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 | 73%(H26) | 100%(H32) |

【ヘリコプター臨時離発着場所の調査実施】

- 災害時に孤立集落が発生した際の対応として、市町村におけるヘリコプター臨時離発着場所の調査を行なう。*(防災統括室)*

【奈良県ヘリポートの管理・運営の強化】

- 現場への救助・救急・消火活動・物資輸送等に資する消防防災ヘリコプターの離着陸に必要な奈良県ヘリポートの管理・運営を行う。*(県土マネジメント部)*

○基本目標 2：県民の生活を守る

3. 県民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 県・市町村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐ

【県有施設等の強化】

- 県有建築物の耐震改修等整備プログラムに基づき、耐震診断及び耐震改修を実施してきたところであるが、診断等の結果及びファシリティマネジメントの評価を踏まえ、改修を促進する。(まちづくり推進局)
- 停電でも災害対応機能を維持するため、既設非常用発電設備を整備する。(防災統括室)

<重要業績評価指標 (K P I) >

県有建築物の耐震化率

現状値

86% (H27)

目標値

95%以上 (H32)

【業務継続体制の整備】

- 業務継続計画を策定し、災害を想定した訓練を重ねるとともに、市町村における業務継続計画策定についても促進する。(防災統括室)
- 被災時に備え、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する。(防災統括室)

【職員等の防災教育及び対応力強化】

- 「災害に強いひと・組織をつくる」という目標達成に向け、毎年度新規採用職員研修における防災研修や新任課長補佐級研修における危機管理能力向上研修を実施しているが、さらに効果的な研修となるよう検討し、継続して実施する。(総務部)
- 市町村職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会・研修会等の実施及び防災知識の手引き書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。(防災統括室)
- 二次災害防止を目的に被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う判定士の高齢化に伴い、新たな判定士を養成し確保する。(まちづくり推進局)

<重要業績評価指標 (K P I) >

全職員に占める職位基本研修での防災関係研修の修了者の割合

現状値

10.6% (H27)

目標値

34.5% (H32)

市町村職員に対する防災研修等の実施件数

2回 (H27)

年3回 (H32)

| | | |
|-------------------|-------------|-------------|
| 被災建築物応急危険度判定士登録者数 | 1,079名(H26) | 1,000名(H32) |
| 被災宅地危険度判定士登録者数 | 435名(H26) | 400名(H32) |

【相互応援協定などに基づいた自治体間の連携を強化】

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、全国知事会による応援協定や近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定など、都道府県間での応援・受援体制の構築を図る。(防災統括室)

3-2 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下を防ぐ

【企業防災活動等の促進】

- 企業連絡会議で防災関連情報を提供及び共有することにより、企業防災活動の活性化を図る。(産業・雇用振興部)
- 企業の自主的・自立的な行動による自助・共助の意識の向上を図るため、企業向けの啓発として、BCP策定セミナーの開催及びBCP策定のための相談体制の維持を図る。(防災統括室、産業・雇用振興部)
- 事業所等の省エネに設備の導入補助を実施しており、今後、経済団体・工業団地協議会等に周知を行うなど、更なる導入促進を図る。(地域振興部)

| <重要業績評価指標 (KPI)> | 現状値 | 目標値 |
|------------------|---------|----------|
| BCPセミナー開催数 | 1回(H27) | 年1回(H32) |

【被災企業への金融支援など、セーフティネット策を確保】

- 県では、災害により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する。(産業・雇用振興部)

| <重要業績評価指標 (KPI)> | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------|-------------|------------|
| 被災中小企業の資金需要に応じた制度融資による資金供給 | 55.5億円(H27) | 400億円(H32) |

【オフィスや生産拠点の本県への立地を促進】

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、オフィスや生産拠点の本県への立地を促進するための取組を強化する。(産業・雇用振興部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

企業立地件数

現状値

7件(H27)

目標値

100件(H30)

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

- 災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。(県土マネジメント部)

【奈良県道路整備基本計画に基づき概ね10年以内に整備する箇所】

■紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和御所道路（御所南IC～五條北IC間、橿原北IC～橿原高田IC間）

大和北道路（（仮称）奈良IC～郡山下ツ道JCT間）

五條新宮道路

十津川道路、長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、辻堂バイパス、阪本工区

国道169号ライン

新伯母峯トンネル、高取バイパス、県道橿原高取線、県道御所高取線

■その他の骨格幹線道路

国道168号 香芝王寺道路、王寺道路

県道結崎田原本線、県道桜井吉野線、（都）西九条佐保線 など

【新たに事業の具体化を図る箇所】

■紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和北道路（木津IC～（仮称）奈良IC間）

五條新宮道路

十津川道路Ⅱ期、新天辻工区

■その他

広域防災拠点へのアクセス道路 など

| ＜重要業績評価指標（K P I）＞ | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| 京奈和自動車道（奈良県域）の整備率 | 50% (H26) | 65% (H32) |
| 地域高規格道路 五條新宮道路（奈良県域）の整備率 | 10% (H26) | 19% (H32) |
| 骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の整備率 | 22% (H26) | 52% (H32) |
| 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 | 67% (H26) | 83% (H32) |
| 道路法面防災の要対策箇所の対策率 | 17% (H26) | 23% (H32) |

【企業活動継続のための総合的な治水対策】

- 企業や工業団地が多く集積する大和川流域の内水対策や浸水常襲地域の対策を進めるため、直轄遊水地整備をはじめ、国による大和川河川改修を促進するとともに、県管理河川の改修、直轄遊水地を活用した内水対策、市町村とも連携した流域対策、及び避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード整備とソフト対策が連携した流域全体の総合的な治水対策を推進する。

さらに、洪水を安全に流すための対策に加え、越水等が発生した場合にも被害を軽減させるため、危機管理型ハード対策として堤防の質的改良を推進する。(県土マネジメント部)

| ＜重要業績評価指標（K P I）＞ | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----------|-----------|
| 浸水常襲地域における減災対策実施率 | 52% (H26) | 73% (H32) |

4. ライフラインの確保

4-1 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐ

【多様なエネルギー供給源の確保】

- 県、市町村の防災拠点（避難所等）に太陽光発電と蓄電池等を整備し、災害時の電力確保を図る。（*地域振興部*）
- 地域におけるエネルギー確保体制の整備促進として、集落や市町村等の小さな単位でのエネルギー供給体制整備に向けた取組を実施する。（*地域振興部*）
- 行政機関や公共機関、県内に事業所を有する企業等における非常用電源の導入促進を図る。（*地域振興部*）
- エネルギーの供給源の多様化のため、農村地域の資源を活用した小水力発電や太陽光発電の再生可能エネルギーに取り組んでおり、上津ダムや倉橋溜池で施設整備を実施したが、さらなる拡大に向けた広報を行なう。（*農林部*）
- 災害時の大規模停電に備え、蓄電池等を備えるスマートハウス等の普及拡大を図る。（*地域振興部*）

<重要業績評価指標（KPI）>

| | 現状値 | 目標値 |
|--|-----------------|-----------------|
| グリーンニューディール基金による整備件数 | 44 箇所 (H27) | 49 箇所 (H28) |
| 中小企業等のガスコジェネ利用熱量 | 310,248MJ (H26) | 312,510MJ (H30) |
| スマートハウス（太陽光発電＋蓄電池、エネファーム）の整備導入件数（県の補助制度活用） | 691 件 (H27) | 1,891 件 (H30) |

【ライフライン関係機関等との連携】

- 迅速な復旧や情報共有を実現するため、ライフライン防災対策連絡会における訓練等を通じた災害対応力の強化を図る。（*防災統括室*）
- 奈良県LPガス協会との「災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定」の対象となる県内市町村の拠点避難施設の調査を実施し、災害時のLPガス等の供給継続を図る。（*地域振興部*）

<重要業績評価指標（KPI）>

| | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|-----------|-------------|
| 奈良県ライフライン防災対策連絡会の情報共有発信訓練回数 | 1 回 (H27) | 年 1 回 (H32) |

4-2 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止を防ぐ

【水道施設の耐震化】

- 基幹管路の耐震適合率はほぼ全国平均であるが、依然として低い状況にある。また、浄水施設の耐震化及び配水池の耐震化率は全国平均を上回っているものの、さらなる耐震化の必要がある。また、県域水道ファシリティマネジメントの視点で、県域全体で施設投資の最適化を進め、耐震化への対応を促進する。(地域振興部)
- 管路を除く構造物について、施設耐震診断を実施し、耐震化の必要な施設について耐震化工事を完了した。管路については、経年管の更新に併せて耐震化工事を実施する(漏水履歴のある管路を先行して更新)。(水道局)

<重要業績評価指標 (KPI)>

| | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-------------|-------------|
| 上水道の基幹管路の耐震適合率 | 35.7% (H26) | 41.0% (H32) |
| 浄水施設の耐震化率 | 57.1% (H26) | 60.0% (H32) |
| 配水池の耐震化率 | 61.5% (H26) | 78.0% (H32) |

【下水道施設の老朽化対策、耐震化等】

- 流域下水道施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策、及び重要な施設の耐震化を着実に推進する。また、市町村の下水道施設長寿命化計画については策定支援を行う。(県土マネジメント部)
- 災害時に備え、市町村所管の下水道施設についてBCPの策定支援を行う。(県土マネジメント部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

| | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-----------|------------|
| 流域下水道施設(重要施設)の耐震化率 | 61% (H26) | 95% (H32) |
| 市町村の下水道BCP策定率 | 23% (H27) | 100% (H28) |

【農業集落排水施設の耐震化】

- 農業集落排水施設の耐震化等の推進に向け、機能診断を速やかに実施していく。(農林部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

| | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|----------|------------|
| 農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 | 0% (H27) | 100% (H32) |

4-3 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止を防ぐ

【基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上】

- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールート構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。(県土マネジメント部)

【奈良県道路整備基本計画に基づき概ね10年以内に整備する箇所】

■紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和御所道路（御所南IC～五條北IC間、橿原北IC～橿原高田IC間）

大和北道路（（仮称）奈良IC～郡山下ツ道JCT間）

五條新宮道路

十津川道路、長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、辻堂バイパス、阪本工区
国道169号ライン

新伯母峯トンネル、高取バイパス、県道橿原高取線、県道御所高取線

■その他の骨格幹線道路

国道168号 香芝王寺道路、王寺道路

県道結崎田原本線、県道桜井吉野線、（都）西九条佐保線 など

【新たに事業の具体化を図る箇所】

■紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和北道路（木津IC～（仮称）奈良IC間）

五條新宮道路

十津川道路Ⅱ期、新天辻工区

■その他

広域防災拠点へのアクセス道路 など

- 土石流や地すべりなどの土砂災害により、道路が長期間不通にならないよう、砂防、地すべり対策を着実に推進する。(県土マネジメント部)
- 地域の緊急迂回路として、活用可能な県営農道を整備する。(農林部)
- 山間部において集落間を連絡している国道・県道等の幹線を補完し、災害発生時の迂回路としての活用可能な林道を整備する。(農林部)

<重要業績評価指標（KPI）>

京奈和自動車道（奈良県域）の整備率

現状値

50% (H26)

目標値

65% (H32)

地域高規格道路 五條新宮道路（奈良県域）の整備率

10% (H26)

19% (H32)

| | | |
|-----------------------------|-------------|--------------|
| 骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の整備率 | 22% (H26) | 52% (H32) |
| 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 | 67% (H26) | 83% (H32) |
| 道路法面防災の要対策箇所の対策率 | 17% (H26) | 23% (H32) |
| 農道整備事業の完了地区数 | 98 地区 (H27) | 101 地区 (H32) |
| 起終点が他の道路と接続し、迂回路機能を持つ林道の路線数 | 32 路線 (H27) | 33 路線 (H32) |

【リニア中央新幹線 三重・奈良ルート of 早期全線整備】

- 現東海道新幹線は東西の大動脈であり分断の影響は極めて大きいことから、リニアについては現新幹線と異なるルートとすることによるリスク分散を図り、より強靱な東西高速交通ルートを形成する必要がある。また、リニア中央新幹線の「奈良市附近」駅が設置されることにより、新たな大動脈の輸送ルートが県内に形成される。更に、リニア中央新幹線は、大規模自然災害時においても、支援を遠方から極めて短時間で県内に受け入れられる輸送ルートとして期待される。そのため、リニア中央新幹線を整備計画通り「奈良市附近」を経過地とした三重・奈良ルートの早期全線整備を国及びJR東海に働きかけるとともに、JR東海から地元自治体が求められる協力事項について、先行検討を実施する。(県土マネジメント部)

5. 二次災害の防止

5-1 ため池、ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生を防ぐ

【老朽化した農業用ため池の改修を促進】

- 災害の発生を未然に防止するため、整備の必要な老朽化した農業用ため池の改修を実施しているところであり、平成8年度から平成26年度までに272箇所を改修した。引き続き整備の必要なため池について、県営及び団体営事業により実施していく。(農林部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

事業により改修が完了したため池数
ため池の点検・診断の実施割合

現状値

272 箇所 (H27)

81.5% (H27)

目標値

292 箇所 (H32)

100% (H28)

【ダムの耐災害性の向上】

- 県管理ダムの適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う。
そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。(県土マネジメント部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

県管理ダムの長寿命化計画の策定

現状値

0 箇所 (H27)

目標値

5 箇所 (H29)

【土砂ダム等の損壊に備えた対策の推進】

- 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した赤谷地区等6地区における国の砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域全体において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる。(県土マネジメント部)
- 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる。(県土マネジメント部)

5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ

【農地・森林の保全・整備】

- 農村資源を活用した地域づくりを進めており、平成26年度は17集落で取り組まれた。このことにより、地域の農地の良好な保全管理にも繋がっており、今後は、組織基盤の強化を図っていく。(農林部)
- 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る。(農林部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

| | 現状値 | 目標値 |
|----------------|---------------|----------------|
| 農村地域づくりの取組集落件数 | 17 集落 (H27) | 25 集落 (H32) |
| 県内の特定間伐実施面積 | 7,698ha (H27) | 39,296ha (H32) |

【農業水利施設の機能保全】

- 農地・農業水利施設を整備し、災害に強い地域づくりを推進しており、これまで基盤整備事業15地区が完了している。引き続き、残り3地区の早期完了を目指す。(農林部)
- 県が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画を策定する。(農林部)
- 河川に設置されている農業水利施設である井堰における機能保全計画を策定する。(農林部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

| | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 基盤整備事業の完了地区数 | 15 地区 (H27) | 18 地区 (H32) |
| 県が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 | 50.0% (H27) | 83.0% (H32) |
| 河川に設置されている井堰の機能保全計画を策定した市町村数 | 2 市町 (H27) | 8 市町 (H32) |

【治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全】

- 林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設の機能の維持及び増進に努めるため、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する。(農林部)

○基本目標 3：迅速な復旧・復興を可能にする

6. 地域社会、経済の迅速な再建・回復

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

【災害廃棄物処理計画の策定等】

- 国が東日本大震災の経験を踏まえ策定した「災害廃棄物対策指針」を活用して、県地域防災計画に掲げる事項について、広域処理の観点からさらに実用的なものとするため「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定した。この計画を国・県・市町村等が情報共有することにより、各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備等を促進するとともに、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。(景観・環境局)
- 現在、一部市町村ではストックヤードが確保されているが、大規模災害時に必要な面積を確保できていない現状であるため、県内におけるストックヤードを確保する。(景観・環境局)

| <重要業績評価指標 (KPI)> | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------------------|------------|-----------|
| 災害廃棄物処理計画の策定率(市町村) | 15.4%(H27) | 100%(H32) |
| ストックヤード計画・確保率 (計画・確保済市町村数/全市町村数) | 43.6%(H27) | 100%(H32) |

【ごみ焼却施設の非常用発電機等の設置促進】

- 県内の多くのごみ焼却施設では老朽化が進むとともに、非常用発電機や水等の資機材を備えていないため、災害時にインフラ等の遮断により自立して稼働できなくなる可能性がある。そのため、災害時にも自立して稼働できるよう非常用発電機やその他資機材を備えた施設について、整備計画の作成及び実施を促進する。(景観・環境局)

| <重要業績評価指標 (KPI)> | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-----------|------------|
| ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 | 8.0%(H27) | 33.0%(H35) |

【災害廃棄物処理における訓練等の実施促進】

- 災害発生時に迅速・適正に廃棄物処理を行えるよう、教育・訓練プログラムを開発するとともに、訓練の実施を推進する。(景観・環境局)

| <重要業績評価指標 (K P I) > | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|-------------|------------|
| 廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発 (市町村) | 30.7% (H27) | 100% (H32) |

6-2 復旧・復興を担う人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等) の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

【若年層を中心とした建設業界の担い手確保の促進】

- 減少する建設業就業者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、若年層を中心とした担い手確保対策や就労環境改善に向けた取組を推進する。(県土マネジメント部)

| <重要業績評価指標 (K P I) > | 現状値 | 目標値 |
|------------------------------------|-----------|-----------|
| 35歳未満技術職員を全技術職員の15%以上確保している建設業者の割合 | 12% (H27) | 18% (H32) |

【関係団体と災害対策に係る業務の協定を締結し、ノウハウや能力を活用できる体制構築】

- 災害発生時に迅速な応急対策等を行うため、平常時から防災関係機関や各種業界団体と連携強化を図るとともに、災害対策に係る業務についてあらかじめ協定を締結するなど、民間機関のノウハウや能力等を活用できる体制を構築する。(関係部局)

| <重要業績評価指標 (K P I) > | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 民間事業者団体等との協定数 | 62件 (H27) | 70件 (H32) |

6-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態を防ぐ

【大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地の確保や関係団体等との連携】

- 大規模災害時の被災者支援のため、応急仮設住宅を必要とする際、速やかに対処するために、建設用地の確保や関係団体等との連携の取組を進める。(まちづくり推進局)

【こころのケアチーム構成員となる精神医療従事者の能力向上を促進】

- 発災前から精神科医療を受けていた人に対する診療や、災害ストレス等により新たに生じた精神的不健康に対応するため、こころのケアチーム構成員となる精神医療従事者に対して研修を行い、支援の質の維持及び向上を図る。(医療政策部)

<重要業績評価指標 (KPI)>

災害時こころのケアに関する研修受講者

現状値

34名(H27)

目標値

100名(H32)

【市町村による被害認定調査の実施や罹災証明書の発行を支援】

- 市町村が適正な住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書の迅速な発行等の被災者生活再建支援を円滑に実施するため、市町村担当者のための研修機会の拡充等を図る。(防災統括室)

<重要業績評価指標 (KPI)>

市町村対象の被害認定調査研修会受講者数

現状値

140名(H27)

目標値

350名(H32)

【災害ボランティア活動等の支援】

- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、県社会福祉協議会等と連携し、NPOやボランティアの支援活動を一層促進する。(くらし創造部)
- 災害時に専門技術ボランティアとして活動できる人材を把握できるよう、関係部局において日頃から専門的な技術や資格を有する者の属する団体等と顔の見える関係を構築していく。(くらし創造部・各部局)

【県民の地震保険加入率の向上】

- 地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、県民に対して地震保険制度の普及促進を図る。*(防災統括室)*

| <重要業績評価指標 (K P I) > | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|------------|------------|
| 地震保険世帯加入率 | 27.1%(H27) | 40.0%(H32) |

【災害時に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を促進】

- 発災後に土地所有者等の立会による確認等を要することなく迅速に土地の境界を復元できるように、地籍の明確化を推進する。*(農林部)*

| <重要業績評価指標 (K P I) > | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|------------|------------|
| 地籍が明確化された面積の割合 | 12.0%(H26) | 13.0%(H32) |

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、災害発生後の被災者の速やかな生活再建を支援するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。*(県土マネジメント部)*

【奈良県道路整備基本計画に基づき概ね10年以内に整備する箇所】

■紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和御所道路（御所南IC～五條北IC間、橿原北IC～橿原高田IC間）

大和北道路（(仮称)奈良IC～郡山下ツ道JCT間）

五條新宮道路

十津川道路、長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、辻堂バイパス、阪本工区

国道169号ライン

新伯母峯トンネル、高取バイパス、県道橿原高取線、県道御所高取線

■その他の骨格幹線道路

国道168号 香芝王寺道路、王寺道路

県道結崎田原本線、県道桜井吉野線、(都)西九条佐保線 など

【新たに事業の具体化を図る箇所】

■紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和北道路（木津 I C ～（仮称）奈良 I C 間）

五條新宮道路

十津川道路Ⅱ期、新天辻工区

■その他

広域防災拠点へのアクセス道路 など

<重要業績評価指標（K P I）>

京奈和自動車道（奈良県域）の整備率

現状値

目標値

50% (H26)

65% (H32)

地域高規格道路 五條新宮道路（奈良県域）の整備率

10% (H26)

19% (H32)

骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の
整備率

22% (H26)

52% (H32)

緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率

67% (H26)

83% (H32)

道路法面防災の要対策箇所の対策率

17% (H26)

23% (H32)

第5章 PDCAサイクルによる計画の推進

1 奈良県国土強靱化アクションプラン

本計画の進捗状況の把握等を行うための「奈良県国土強靱化アクションプラン」を策定し、PDCAサイクルを繰り返し行い、改善を重ねていく。

当該アクションプランは、平成27年度に計画期間を満了した「奈良県地震防災対策アクションプログラム」の実績を踏まえたものとして策定する。また、その際には、「奈良県地域防災計画」の災害予防計画に係る行動計画としての意味も併せて配慮する。

2 県の他の計画等の必要な見直し

本計画に基づき、「奈良県地域防災計画」をはじめ、関係する計画等の必要な見直しを行うものとする。

3 計画の進捗管理と不断の見直し

奈良県国土強靱化アクションプランに掲載される事業の進捗状況等を管理し、重要業績評価指標(KPI)等による定量的評価を実施した上で、必要に応じて本計画の見直しを行う。見直しは原則5年ごととする。

(別紙1) 脆弱性評価結果

○基本目標1：人命を守る

1. 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【評価結果】

【耐震化の促進】

- 住宅・建築物の耐震化率は、全国とほぼ同じ水準であり、一定の進捗が見られるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。(まちづくり推進局)
- 老朽化した県営住宅について、居住者の安全確保の観点から、建替えに加え、耐用年数の残る県営住宅への住み替え等により、県営住宅居住者の地震時被害を軽減させるための総合的な取組を進める必要がある。(まちづくり推進局)
- 公立小中学校施設の耐震化率は平成26年度末で94.0%であり、また屋内運動場等の施設は、災害時に避難場所として利用されることもあることから、天井の落下防止対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。(教育委員会)
- 県立学校のうち、特別支援学校については平成26年度に耐震化が完了した。高等学校については、平成25年度から平成29年度を耐震化整備集中期間として着実に整備を進める必要がある。(教育委員会)
- 保育所、障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。(健康福祉部、こども・女性局)
- 地震による緊急輸送道路ネットワークの遮断を回避するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を推進する必要がある。(県土マネジメント部)
- 鉄道施設の被害を未然に防止し、倒壊等による被害の拡大を防ぐため、鉄道事業者が実施する鉄道駅及び高架橋などの耐震化を支援する必要がある。(県土マネジメント部)

【住宅等における安全の確保】

- 住宅の地震時における家具の転倒防止対策等の普及・啓発を図る必要がある。(防災統括室)
- 住宅の新築において中間検査、完了検査を徹底させることにより法の的確な執行を確保、既存建築物について定期報告制度や防災査察による安全性等の確保をすることにより、出火防止対策を実施する必要がある。(まちづくり推進局)
- 老朽化した空き家が増加する中で、地域の住民の安全を確保し住み続けられる地域づくりを進める観点から、市町村による空き家の再生や除却等を促進する必要がある。(まちづくり推進局)
- 県営住宅について、建替えに加え、長寿命化のためのストック改善を進めるとともに、民間住宅について、長期優良住宅の普及等により住宅の質の向上を図る必要がある。(まちづくり推進局)

【市街地における安全性の確保】

- 都市計画区域内28市町村のうち22市町で、都市防災に配慮した市町村都市計画マスタープランが策定されているが、残り6市町村に対しても策定支援を行う必要がある。(まちづくり推進局)
- 市街地における道路空間の確保は、防災上有効であるため、今後も着実に改良を進める必要がある。(ま

ちづくり推進局)

- 災害時の確実な避難や応急対策ができるよう、道路の安全性を高めるため、市街地等の道路における無電柱化を推進する必要がある。(県土マネジメント部)
- 大地震時の宅地の安全性を確保するため、第1次スクリーニングとして大規模盛土造成地の概ねの位置や規模について調査を終え、大規模盛土造成地マップを公表した。今後、マップの周知を図るとともに、第2次スクリーニングを計画的に進めるために、調査の優先度を決定し、優先度の高い大規模盛土造成地から現場調査と安全性の検証を行う必要がある。また、その結果を踏まえ、必要に応じて滑動崩落防止工事の実施を推進する必要がある。(まちづくり推進局)

【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

- 国宝、重要文化財が多い本県においては、災害時における文化財の被害低減を図るため、引き続き関係機関などが連携した啓発活動や防災・防火設備の設置促進、安全確保などの取組を推進する必要がある。(教育委員会)

【帰宅困難者対策】

- 県外就業率・就学率が高く、観光客が多いという本県の特性を踏まえ、県外就業者・就学者(県民)に対する啓発や、帰宅困難者対策ガイドラインの策定、観光客向けの避難場所の確保、災害対応訓練の実施などを行う必要がある。(防災統括室・観光局)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【耐震化の促進】

- ・住宅の耐震化率 79%(H27)
- ・耐用年数を超過した県営住宅の退居戸数 0戸(H27)
- ・公立小中学校施設の耐震化率 94.0%(H27)
- ・県立学校施設の耐震化率(高等学校・特別支援学校) 82.0%(H27)
- ・社会福祉施設の耐震化率 84.6%(H25)
- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 67%(H26)
- ・鉄道駅の耐震補強完了率 80%(H27)

【住宅等における安全の確保】

- ・住宅等の新築における完了検査率 96%(H27)

【市街地における安全性の確保】

- ・都市防災に配慮した市町村都市計画マスタープランを策定した市町村の割合 79%(H27)
- ・市街地等の幹線道路の無電柱化率 8%(H26)

【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

- ・県指定文化財(建造物)の防災設備の設置率 68.7%(H27)

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生

【評価結果】

【河川整備等総合的な治水対策の推進】

- 大和川流域の内水対策や浸水常襲地域の対策を進めるため、直轄遊水地整備をはじめ、国による大和川河川改修を促進するとともに、県管理河川の改修、直轄遊水地を活用した内水対策、市町村とも連携した流域対策、及び避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード整備とソフト対策が連携した流域全体の総合的な治水対策を推進する必要がある。
さらに、洪水を安全に流すための対策に加え、越水等が発生した場合にも被害を軽減させるため、危機管理型ハード対策として堤防の質的改良を推進する必要がある。(県土マネジメント部)
- 水田貯留の機能に着目し、水田の保全をも目的に平成24年度から取組をはじめており、平成26年度には27haに拡大した。今後も効果的・組織的な取組を進める必要がある。(農林部)
- 県管理の河川堤防、ダム、樋門について適切な維持管理を行うため、ダム、樋門等河川管理施設の老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う必要がある。
そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する必要がある。(県土マネジメント部)
- 平成24年度に完成した大滝ダムの効果を最大限発現させるため、国及び県が協力しながら紀の川の改修を進め、国及び県管理区間における未改修区間の対応を進める必要がある。(県土マネジメント部)
- 紀伊山地は土砂流出・堆積の著しい流域が存在することや複数の管理者によるダムが整備されていることから、堆積土砂対策や利水ダムの治水運用の拡大など、洪水対応等の危機管理に向けた国による上下流一貫した総合的な治水対策を促進する必要がある。(県土マネジメント部)

【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】

- 水位周知河川23河川について、浸水想定区域図の作成を終え、対象となる31市町村で洪水ハザードマップを作成済みであるが、水防法改正に伴う県の浸水想定区域図の見直しとともに、洪水ハザードマップの見直しを行う市町村への技術的な支援を行う必要がある。また、市町村における洪水ハザードマップを活用した防災訓練の実施や住民への周知などを支援する必要がある。(県土マネジメント部)
- 水害の防止及び減災を図るため、河川監視ライブカメラを活用し、洪水時の河川状況をインターネットや主要駅のデジタルサイネージでリアルタイム配信するなど、水防情報の提供を充実させる必要がある。(県土マネジメント部)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【河川整備等総合的な治水対策の推進】

- ・ 浸水常襲地域における減災対策実施率 52%(H26)
- ・ 水田貯留の実施面積 30ha(H27)
- ・ 県管理ダムの長寿命化計画の策定 0箇所(H27)

【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】

- ・ 水防情報を周知する水位観測局設置数 39箇所(H26)

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態の発生

【評価結果】

【土砂災害対策の推進】

- 危険な区域の指定と周知、情報伝達体制、防災体制の充実などのソフト対策の充実を最優先とし、ハード対策は選択と集中により、崩落やその兆候が見られる箇所の対策を最優先で取り組むとともに、代替性のない避難所や24時間入居している要配慮者利用施設などの防災上重要な施設が存する箇所の対策を先行的に実施する必要がある。また、砂防関係施設の老朽化対策を推進する必要がある。（県土マネジメント部）
- 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した赤谷地区等6地区における国による砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる必要がある。（県土マネジメント部）
- 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発生した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる必要がある。（県土マネジメント部）
- 木津川上流域においては、土石流危険渓流が集中していることから、安全な生活基盤の確保に向けた国による事業の実施を促進し、地域の安全・安心を向上させる必要がある。（県土マネジメント部）
- 災害発生時、二次災害を防止するため、斜面の判定を行う斜面判定士を育成（全国砂防ボランティア協議会認定）する必要がある。（県土マネジメント部）

【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備】

- 土砂災害警戒区域（イエロー）の区域指定は平成27年5月に完了しており、今後は、土砂災害特別警戒区域（レッド）の指定を平成31年度までに完了させる必要がある。（県土マネジメント部）
- ゲリラ豪雨や大型台風などの異常気象、南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、大規模土砂災害の監視・警戒・避難のシステムづくり（深層崩壊マップ及びその解説資料並びに防災マップの作成・利活用のガイドラインの作成と普及）を行う必要がある。（県土マネジメント部）
- 『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、市町村地域防災計画に定めた避難場所・避難経路などを周知するため、市町村が行うハザードマップの作成、公表及び土砂災害に係る避難訓練を支援する必要がある。（県土マネジメント部）

【ため池の防災対策】

- 平成24年度から堤高15m以上のため池についてレベル2地震動に対応した耐震点検・調査を実施しているところ。早期進捗に向けて、県として事業実施主体である市町村に対し、今後より一層の啓発や支援を行う必要がある。（農林部）
- 決壊すると下流に多大な影響を与えるため池を防災重点ため池に位置付け、耐震調査及びハザードマップ作成を市町村において実施しているが、県としてソフト対策が早期に進むよう今後より一層の啓発や支援を行う必要がある。（農林部）

【重要業績評価指標（KPI）】

【土砂災害対策の推進】

- ・土砂災害から保全される避難場所及び要配慮者利用施設の整備箇所数 34 箇所(H27)

【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備】

- ・土砂災害特別警戒区域指定箇所数 86 箇所(H26)
- ・土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 73%(H26)

【ため池の防災対策】

- ・堤高1.5m以上の農業用ため池のレベル2地震動に対応した耐震点検・調査の実施割合 80.0%(H27)
- ・多大な影響を与えるため池のうち、耐震調査及びハザードマップ作成を実施した割合 14.8%(H27)

1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生

【評価結果】

【災害時の確実な情報の伝達】

- 避難勧告等の発令基準について、市町村が水害・土砂災害等の発生の恐れを予測し、具体的な発令基準を運用できるように見直しの支援を行う必要がある。(防災統括室、県土マネジメント部)
- 県と地方気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」については、県ホームページの土砂災害・防災情報システムにおいて1kmメッシュ(気象庁は5kmメッシュ)の土砂災害警戒情報を掲載しており、今後、円滑な避難勧告等の発令に資する情報を拡充し、市町村及び住民への一層の周知を図る必要がある。(県土マネジメント部)
- 水害の防止及び減災を図るため、河川監視ライブカメラを活用し、洪水時の河川状況をインターネットや主要駅のデジタルサイネージでリアルタイム配信するなど、市町村及び住民への避難勧告・誘導に資する水防情報の提供を充実させる必要がある。(県土マネジメント部)
- 市町村の発令する避難勧告等や防災気象情報等を住民に伝達するため、奈良テレビと連携した災害時の情報発信等を進めているが、Lアラートの活用等、マスコミと連携した情報発信体制を更に強化する必要がある。(防災統括室)
- 県防災行政無線は、平成15年度より運用を開始して老朽化が進行しているため、災害に備えてデジタル化による防災情報伝達の高機能化を図る必要がある。(防災統括室)
- 県が市町村、消防及びライフライン機関等と災害情報を迅速に共有するとともに、県民への防災情報の提供を行うことを目的とした防災情報システムを整備する必要がある。(防災統括室)
- 災害発生時における県民からの安否確認に対して適切に対応できるよう、市町村とともに提供体制を構築しておく必要がある。その際、個人情報の取り扱いについて十分に配慮する必要がある。(防災統括室)

【災害時要援護者支援対策】

- 災害対策基本法において市町村に義務づけられた避難行動要支援者名簿の作成や、個別計画の策定支援を行う必要がある。(健康福祉部)
- 社会福祉施設は、非常災害時に対する避難計画を立てることとなっているが、計画が立てられているか、

実行性がある計画かなど詳細は把握できていない。詳細を把握し、必要に応じて計画作成や見直しを働きかける必要がある。(健康福祉部、こども・女性局)

- 個々の災害時要援護者の特性等に配慮した福祉避難所を整備するよう市町村に助言を行う必要がある。(健康福祉部)
- 在住外国人の安全・安心を確保するためにも、関係機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。(総務部)

【住民避難に係る施設の整備等】

- 市町村において避難場所が設定されているが、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。その際、必要に応じて県有施設や民間施設の活用、隣接市町村間の避難者受入等を進められるよう支援する必要がある。(防災統括室)
- 市町村が事業主体の一次避難地、広域避難地や広域防災拠点となる都市公園の整備に対する国への交付金要望や、防災機能を有する都市公園の技術的な助言等の支援を行う必要がある。(まちづくり推進局)

【防災知識の普及啓発・防災教育】

- 住民の生命を守るためには、住民一人一人が日頃から災害に関する知識を習得し、備えることが必要であるため、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する必要がある。(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、県土マネジメント部)
- 県内では、避難を要するような自然災害等の経験のない県民が大半である。自主防災組織や自治会等が、実際に災害に直面した時に効果的・効率的に機能するために、訓練など体験的な学習により実践力を習得・向上できるよう支援する必要がある。(安全・安心まちづくり推進課)
- 学校における防災教育及び防災訓練の充実を図る必要がある。(教育委員会)
- 教職員を対象とした防災に係る研修会を実施し、小・中・高等学校・特別支援学校における防災教育の促進を図る必要がある。(教育委員会)
- 過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧するなど、災害教訓を伝承する。(防災統括室)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【災害時の確実な情報の伝達】

- ・ 市町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定率 91.7%(H27)
- ・ 水害等に対する市町村のタイムライン策定率 0%(H27)
- ・ 水防情報を周知する水位観測局設置数 39箇所(H26)

【災害時要援護者支援対策】

- ・ 福祉避難所を指定した市町村数 22団体(H27)
- ・ 災害時通訳・翻訳ボランティア登録者数 64名(H27)

【住民避難に係る施設の整備等】

- ・ 市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定完了率 43.5%(H27)
- ・ 市町村における避難所運営マニュアル策定率 46.2%(H27)

【防災知識の普及啓発・防災教育】

- 防災総合訓練における避難所運営訓練実施件数 1回(H27)
- シェイクアウト（県内一斉地震行動）訓練の参加登録者数 137,427人(H27)
- 防災講演会の開催件数 1回(H27)
- 学校における防災訓練の実施率 99.8%(H27)
- 教員の防災研修の受講割合 84.0%(H27)

2. 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞

【評価結果】

【非常用物資の確保】

- 家庭や企業等においては、7日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため県や市町村による啓発活動に取り組む必要がある。(防災統括室)
- 平成25年1月に非常用飲料水として12,000本6,000Lを製作したが、賞味期限が5年であるため、定期的な更新を行なう必要がある。(水道局)
- 家庭や企業の自主備蓄、更に市町村による物資供給が不足した場合に備えて、救援物資の現物備蓄及び企業との救援物資供給協定による流通備蓄に取り組む必要がある。(防災統括室)
- 県内の医薬品等販売業者の夜間連絡先や連絡網については把握しているが、取扱品目、流通経路についても把握することにより、災害時の供給体制に生かす必要がある。(医療政策部)

【救援物資等の搬送の確保】

- 災害発生時にはインフラ等の遮断により、住民生活に必要な物資が供給されなくなる可能性があるため、救援物資対応マニュアルの作成等を実施する必要がある。(産業・雇用振興部)
- 被災地への物資の供給を迅速に行うために、物流事業者等との緊急時救援物資の輸送に関する協定が実効性を維持できるように対応する必要がある。(産業・雇用振興部)
- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。(県土マネジメント部)

【重要業績指標 (KPI)】

【非常用物資の確保】

- ・住民向け広報誌における非常用物資備蓄の啓発実施件数 1回(H27)
- ・取扱品目、流通経路等を把握した販売業者率 69.6%(H27)

【救援物資等の搬送の確保】

- ・京奈和自動車道(奈良県域)の整備率 50%(H26)
- ・地域高規格道路 五條新宮道路(奈良県域)の整備率 10%(H26)
- ・骨格幹線道路ネットワーク(路線の線的整備箇所)の整備率 22%(H26)
- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 67%(H26)
- ・道路法面防災の要対策箇所の対策率 17%(H26)

2-2 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

【警察機能の強化】

- 警察施設の耐震性が低いとされた5警察署に対して、2警察署の建て替えや改修工事が終了した。残る3警察署についても、早いうちに改修工事等を実施する必要がある。(警察本部)
- 災害発生時の対応に資するため、警察本部及び県下各警察署の災害用装備資機材を整備する必要がある。(警察本部)
- 災害発生後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置を整備する必要がある。(警察本部)
- より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化、情報通信機能の強化、受援補給体制の整備等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る必要がある。(警察本部)
- 県警警察官及び警察職員の備蓄食糧を拡充し、警察本部庁舎及び各警察署の非常用発動発電機、無停電電源装置の耐災害性の向上を図り、機能を強化する必要がある。(警察本部)
- 「地域防災拠点」「情報発信基地」となる交番・駐在所について、耐用年数を経過した交番・駐在所を順次整備し、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る必要がある。(現在、耐用年数(木造30年、鉄骨45年、鉄筋70年)を経過した交番・駐在所は62か所(平成26年度)となっている。)(警察本部)
- 交番を「地域防災拠点」「情報発信基地」として、避難情報、被災者情報等を迅速に地域住民等に情報発信するため、交番に奈良県警察WANシステムを整備して、警察本部・警察署とのネットワーク化を図る必要がある。(警察本部)

【消防力の強化】

- 消防において災害対応力強化のための体制、救助業務高度化のための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて消防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進する。特に消防団員、救急救命士の人材を確保する必要がある。(消防救急課)
- 管内人口約90万人、37構成市町村により平成26年4月に設立された奈良県広域消防組合については、平成28年4月の通信部門の統合、平成33年の全体統合に向けて段階的に広域化を進め、住民サービスの向上や大規模災害に対応できる消防体制の充実強化を図る必要がある。(消防救急課)
- 緊急消防援助隊や関係機関との合同訓練において様々な形態、規模による訓練を実施し、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。併せて、県外からの緊急消防援助隊の県内の受入体制の整備を図る必要がある。(消防救急課)
- 地域の活動拠点となる消防庁舎の耐震化により耐災害性を強化する必要がある。(消防救急課)

【陸上自衛隊の駐屯地誘致】

- 本県は全国で唯一陸上自衛隊の駐屯地がなく、今後南海トラフ巨大地震等の大規模災害等により県内全体が被災した場合、京都府南部の久保駐屯地からの派遣では道路網等の寸断により、県南部地域への派遣には相当な時間を要し、人命救助等の即座の対応が困難である。
また、本県は紀伊半島中央部に位置し、周囲を大阪府・京都府・和歌山県・三重県に囲まれた海のない内陸県で津波被害等がなく、駐屯地が五條市付近にあれば、県防災基地と連携し、和歌山県・三重県・大阪府への後方支援拠点としての機能発揮が可能であることから、陸上自衛隊駐屯地の県内(五條市)

誘致を促進する必要がある。(防災統括室)

【奈良県広域防災拠点の整備】

- 近い将来発生し、奈良県でも大きな被害が見込まれる南海トラフ巨大地震等の際において、県内被災地はもとより、より甚大な津波被害が想定される紀伊半島沿岸地域への支援拠点として、災害救助要員のベースキャンプ、ヘリポート救援物資の備蓄・集配機能などを有する広域防災拠点施設を紀伊半島中心部に位置する五條市に整備を図る必要がある。(防災統括室)

【防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施】

- 円滑な災害対応を実施するため、平常時から災害対策本部運営マニュアルの充実や業務別マニュアルの作成及び見直しを行い、災害種別に応じた図上訓練等を実施する必要がある。(防災統括室)
- 防災総合訓練などで関係機関との連携を図っており、今後も機会をとらえ、警察、消防、自衛隊などと「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。(防災統括室)

【自主防災力の強化】

- 自主防災組織結成補助金事業(平成22～24年度)や安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業(平成21年～)などを通じて様々な啓発を行い、県内の自主防災組織率を84.2%(平成27年4月現在)まで引き上げ、全国平均(81.0%)を上回ることができた。今後も、自主防災組織の充実及び活性化に取り組む必要がある。(安全・安心まちづくり推進課)
- 災害の規模が大きくなればなるほど、行政の公的救助・支援である「公助」は届きにくく、「自分や家族の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」といった「自助」「共助」が重要になる。このため、災害発生時の被害軽減・拡大防止、災害発生後の迅速・円滑な被災者支援のため、平常時から県民の身近で防災意識啓発や訓練指導等を行うとともに、発災時には共助活動の担い手となり得る人材(防災リーダー、防災士)を養成する必要がある。(安全・安心まちづくり推進課)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【警察機能の強化】

- ・ 警察本部及び警察署の耐震化率 76.9%(H26)
- ・ 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 89台(H27)
- ・ 交番のネットワークの整備率 23.2%(H27)

【消防力の強化】

- ・ 県内の消防団員数 8,566人(H27)
- ・ 救急隊のうち救急救命士運用割合 98.6%(H27)
- ・ 緊急消防援助隊の登録数 48隊(H27)
- ・ 消防本部・消防署の耐震化率 78.2%(H26)

【防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施】

- ・ 奈良県災害対策本部事務局訓練の実施件数 1回(H27)
- ・ 奈良県防災総合訓練の実施件数 1回(H27)

【自主防災力の強化】

- ・ 自主防災（防犯）リーダー研修修了者数 1,702 人(H27)
- ・ 防災士数 1,831 人(H27)

2-3 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生

【評価結果】

【医療救護活動の促進】

- 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成支援及びDMATの資質向上や、DMAT活動マニュアルの更なる充実やトリアージ体制の強化等、医療救護活動を推進する必要がある。（医療政策部）

【災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化等、医療設備の整備】

- 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化や、自家発電装置及び応急医療機材の整備を促進する必要がある。（医療政策部）

【奈良県広域災害医療情報システムの運用による医療機関情報の共有】

- 災害発生時、医療機関情報の共有として、奈良県広域災害救急医療情報システムの運用や受入可能情報及び医療機関被災状況の情報共有を図る必要がある。（医療政策部）

【食中毒・感染症等の対策】

- 災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施する必要がある。（医療政策部）
- 災害時、避難所内での感染症等の発生を防止するため、平常時から医療関係機関と連携して、感染症の予防対策等を協議する必要がある。（医療政策部）
- 奈良県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設に対して監視指導を行う必要がある。（くらし創造部）

【発災後の遺体捜索、検視・検案、収容及び火葬等】

- 発災後に遺体の捜索及び検視・検案等を適切に実施するため、日頃から市町村や関係機関で情報を共有し、訓練等により連携を強化する必要がある。（医療施策部、警察本部）
- 発災後に遺体の収容及び火葬等を適切に実施するため、市町村に対して遺体収容所や火葬場の確保を働きかけるとともに、応急対策時に支援が可能となるよう応援体制の整備を行う必要がある。（くらし創造部）

【医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化】

- 医療活動を確保するため、緊急輸送道路ネットワークの整備及び緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を推進する必要がある。また、市町村が管理する道路施設の長寿命化修繕計画の策定支援など、老朽化対策の取組に対する市町村支援を行う必要がある。（県土マネジメント部）

【汚水処理機能継続の確保】

- 災害時に備え、市町村所管の下水道施設についてBCPの策定支援を行う必要がある。(県土マネジメント部)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【医療救護活動の促進】

- ・ 県内DMATチーム数 17チーム(H27)

【災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化等、医療設備の整備】

- ・ 災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化率 74.3%(H26)

【奈良県広域災害医療情報システムの運用による医療機関情報の共有】

- ・ 奈良県広域災害救急医療情報システム参加医療機関 67機関(H27)

【医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化】

- ・ 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 67%(H26)
- ・ 道路法面防災の要対策箇所の対策率 17%(H26)

【汚水処理機能継続の確保】

- ・ 市町村の下水道BCP策定率 23%(H27)

2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

【評価結果】

【災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保】

- LPガス発電は、発電とともに併せてガス機器としても使用ができるため、孤立集落のエネルギー対策として効果的であることから、市町村等に補助制度の周知を行うなど導入促進を図る必要がある。(地域振興部)
- 災害時孤立の恐れのある地区において、自立分散型のエネルギーシステム導入促進を図るため、市町村等に補助制度の周知を行う必要がある。(地域振興部)

【緊急輸送道路等の整備・保全、耐災害性の向上】

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを防止、軽減するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。(県土マネジメント部)

【孤立化防止のための土砂災害対策】

- 土石流や地すべりなどの土砂災害により、道路が長期間不通にならないよう、砂防、地すべり対策を着

実に推進する必要がある。また、既存の砂防関係施設については、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する必要がある。さらに、施設整備によるハード対策と併せて、災害時に市町村が適切な避難勧告・誘導が実施できるよう、国・県による適切な情報提供や避難訓練の実施などのソフト対策にも取り組む必要がある。(県土マネジメント部)

【ヘリコプター臨時離発着場所の調査実施】

- 災害時に孤立集落が発生した際の対応として、市町村におけるヘリコプター臨時離発着場所の調査を行なう必要がある。(防災統括室)

【奈良県ヘリポートの管理・運営の強化】

- 現場への救助・救急・消火活動・物資輸送等に資する消防防災ヘリコプターの離着陸に必要な奈良県ヘリポートの管理・運営を行う必要がある。(県土マネジメント部)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保】

- ・ 災害時電力供給システムの整備件数 1箇所(H27)

【緊急輸送道路等の整備・保全、耐災害性の向上】

- ・ 京奈和自動車道(奈良県域)の整備率 50%(H26)
- ・ 地域高規格道路 五條新宮道路(奈良県域)の整備率 10%(H26)
- ・ 骨格幹線道路ネットワーク(路線の線的整備箇所)の整備率 22%(H26)
- ・ 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 67%(H26)
- ・ 道路法面防災の要対策箇所の対策率 17%(H26)

【孤立化防止のための土砂災害対策】

- ・ 土砂災害から保全される避難場所及び要配慮者利用施設の整備箇所数 34箇所(H27)
- ・ 土砂災害特別警戒区域指定箇所数 86箇所(H26)
- ・ 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 73%(H26)

○基本目標2：県民の生活を守る

3. 県民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 県・市町村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【評価結果】

【県有施設等の強化】

- 県有建築物の耐震改修等整備プログラムに基づき、耐震診断及び耐震改修を実施してきたところであるが、診断等の結果及びファシリティマネジメントの評価を踏まえ、改修を促進する必要がある。(まちづくり推進局)
- 停電でも災害対応機能を維持するため、既設非常用発電設備を整備する必要がある。(防災統括室)

【業務継続体制の整備】

- 業務継続計画を策定し、災害を想定した訓練を重ねるとともに、市町村における業務継続計画策定についても促進する必要がある。(防災統括室)
- 被災時に備え、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する必要がある。(防災統括室)

【職員等の防災教育及び対応力強化】

- 「災害に強いひと・組織をつくる」という目標達成に向け、毎年度新規採用職員研修における防災研修や新任課長補佐級研修における危機管理能力向上研修を実施しているが、さらに効果的な研修となるよう検討し、継続して実施する必要がある。(総務部)
- 市町村職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会・研修会等の実施及び防災知識の手引き書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る必要がある。(防災統括室)
- 二次災害防止を目的に被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う判定士の高齢化に伴い、新たな判定士を養成し確保する必要がある。(まちづくり推進局)

【相互応援協定などに基づいた自治体間の連携を強化】

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、全国知事会による応援協定や近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定など、都道府県間での応援・受援体制の構築を図る必要がある。(防災統括室)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【県有施設等の強化】

- ・ 県有建築物の耐震化率 86%(H27)

【職員等の防災教育及び対応力強化】

- ・ 全職員に占める職位基本研修での防災関係研修の修了者の割合 10.6%(H27)
- ・ 市町村職員に対する防災研修等の実施件数 2回(H27)
- ・ 被災建築物応急危険度判定士登録者数 1,079名(H26)
- ・ 被災宅地危険度判定士登録者数 435名(H26)

3-2 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下

【評価結果】

【企業防災活動等の促進】

- 企業連絡会議で防災関連情報を提供及び共有することにより、企業防災活動の活性化を図る必要がある。*(産業・雇用振興部)*
- 企業の自主的・自立的な行動による自助・共助の意識の向上を図るため、企業向けの啓発として、BCP策定セミナーの開催及びBCP策定のための相談体制の維持を図る必要がある。*(防災統括室、産業・雇用振興部)*
- 事業所等の省エネに設備の導入補助を実施しており、今後、経済団体・工業団地協議会等に周知を行うなど、更なる導入促進を図る必要がある。*(地域振興部)*

【被災企業への金融支援など、セーフティネット策を確保】

- 県では、災害により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。*(産業・雇用振興部)*

【オフィスや生産拠点の本県への立地を促進】

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、オフィスや生産拠点の本県への立地を促進するための取組を強化する必要がある。*(産業・雇用振興部)*

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

- 災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。*(県土マネジメント部)*

【企業活動継続のための総合的な治水対策】

- 企業や工業団地が多く集積する大和川流域の内水対策や浸水常襲地域の対策を進めるため、直轄遊水地整備をはじめ、国による大和川河川改修を促進するとともに、県管理河川の改修、直轄遊水地を活用した内水対策、市町村とも連携した流域対策、及び避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード整備とソフト対策が連携した流域全体の総合的な治水対策を推進する必要がある。
さらに、洪水を安全に流すための対策に加え、越水等が発生した場合にも被害を軽減させるため、危機管理型ハード対策として堤防の質的改良を推進する必要がある。*(県土マネジメント部)*

【重要業績評価指標 (KPI)】

【企業防災活動等の促進】

- ・ BCP セミナー開催数 1回(H27)

【被災企業への金融支援など、セーフティネット策を確保】

- ・被災中小企業の資金需要に応じた制度融資による資金供給 45.2 億円(H27)

【オフィスや生産拠点の本県への立地を促進】

- ・企業立地件数 7件(H27)

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

- ・京奈和自動車道（奈良県域）の整備率 50%(H26)
- ・地域高規格道路 五條新宮道路（奈良県域）の整備率 10%(H26)
- ・骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の整備率 22%(H26)
- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 67%(H26)
- ・道路法面防災の要対策箇所の対策率 17%(H26)

【企業活動継続のための総合的な治水対策】

- ・浸水常襲地域における減災対策実施率 52%(H26)

4. ライフラインの確保

4-1 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止

【評価結果】

【多様なエネルギー供給源の確保】

- 県、市町村の防災拠点（避難所等）に太陽光発電と蓄電池等を整備し、災害時の電力確保を図る必要がある。（*地域振興部*）
- 地域におけるエネルギー確保体制の整備促進として、集落や市町村等の小さな単位でのエネルギー供給体制整備に向けた取組を実施する必要がある。（*地域振興部*）
- 行政機関や公共機関、県内に事業所を有する企業等における非常用電源の導入促進を図る必要がある。（*地域振興部*）
- エネルギーの供給源の多様化のため、農村地域の資源を活用した小水力発電や太陽光発電の再生可能エネルギーに取組んでおり、上津ダムや倉橋溜池で施設整備を実施したが、さらなる拡大に向けた広報を行なう必要がある。（*農林部*）
- 災害時の大規模停電に備え、蓄電池等を備えるスマートハウス等の普及拡大を図る必要がある。（*地域振興部*）

【ライフライン関係機関等との連携】

- 迅速な復旧や情報共有を実現するため、ライフライン防災対策連絡会における訓練等を通じた災害対応力の強化を図る必要がある。（*防災統括室*）
- 奈良県LPガス協会との「災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定」の対象となる県内市町村の拠点避難施設の調査を実施し、災害時のLPガス等の供給継続を図る必要がある。（*地域振興部*）

【重要業績評価指標（KPI）】

【多様なエネルギー供給源の確保】

- ・グリーンニューディール基金による整備件数 44 箇所(H27)
- ・中小企業等のガスコジェネ利用熱量 310,248MJ(H26)
- ・スマートハウス（太陽光発電＋蓄電池、エネファーム）の整備導入件数（県の補助制度活用） 691 件(H27)

【ライフライン関係機関等との連携】

- ・奈良県ライフライン防災対策連絡会の情報共有発信訓練回数 1 回(H27)

4-2 上水道、污水施設等の長期間にわたる供給停止

【評価結果】

【水道施設の耐震化】

- 基幹管路の耐震適合率はほぼ全国平均であるが、依然として低い状況にある。また、浄水施設の耐震化及び配水池の耐震化率は全国平均を上回っているものの、さらなる耐震化の必要がある。また、県域水道ファシリティマネジメントの視点で、県域全体で施設投資の最適化を進め、耐震化への対応を促進する必要がある。(地域振興部)
- 管路を除く構造物について、施設耐震診断を実施し、耐震化の必要な施設について耐震化工事を完了した。管路については、経年管の更新に併せて耐震化工事を実施する必要がある(漏水履歴のある管路を先行して更新)。(水道局)

【下水道施設の老朽化対策、耐震化等】

- 流域下水道施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策、及び重要な施設の耐震化を着実に推進する必要がある。また、市町村の下水道施設長寿命化計画については策定支援を行う必要がある。(県土マネジメント部)
- 災害時に備え、市町村所管の下水道施設についてBCPの策定支援を行う必要がある。(県土マネジメント部)

【農業集落排水施設の耐震化】

- 農業集落排水施設の耐震化等の推進に向け、機能診断を速やかに実施していく必要がある。(農林部)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【水道施設の耐震化】

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率 35.7%(H26)
- ・ 浄水施設の耐震化率 57.1%(H26)
- ・ 配水池の耐震化率 61.5%(H26)

【下水道施設の老朽化対策、耐震化等】

- ・ 流域下水道施設(重要施設)の耐震化率 61%(H26)
- ・ 市町村の下水道BCP策定率 23%(H27)

【農業集落排水施設の耐震化】

- ・ 農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 0%(H27)

4-3 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止

【評価結果】

【基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上】

- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路路面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。(県土マネジメント部)
- 土石流や地すべりなどの土砂災害により、道路が長期間不通にならないよう、砂防、地すべり対策を着実に推進する必要がある。(県土マネジメント部)
- 地域の緊急迂回路として、活用可能な県営農道を整備する必要がある。(農林部)
- 山間部において集落間を連絡している国道・県道等の幹線を補完し、災害発生時の迂回路としての活用可能な林道を整備する必要がある。(農林部)

【リニア中央新幹線 三重・奈良ルートの早期全線整備】

- 現東海道新幹線は東西の大動脈であり分断の影響は極めて大きいことから、リニアについては現新幹線と異なるルートとすることによるリスク分散を図り、より強靱な東西高速交通ルートを形成する必要がある。また、リニア中央新幹線の「奈良市附近」駅が設置されることにより、新たな大動脈の輸送ルートが県内に形成される。更に、リニア中央新幹線は、大規模自然災害時においても、支援を遠方から極めて短時間で県内に受け入れられる輸送ルートとして期待される。そのため、リニア中央新幹線を整備計画通り「奈良市附近」を経過地とした三重・奈良ルートの早期全線整備を国及びJR東海に働きかけるとともに、JR東海から地元自治体が求められる協力事項について、先行検討を実施する必要がある。(県土マネジメント部)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上】

- ・京奈和自動車道(奈良県域)の整備率 50%(H26)
- ・地域高規格道路 五條新宮道路(奈良県域)の整備率 10%(H26)
- ・骨格幹線道路ネットワーク(路線の線的整備箇所)の整備率 22%(H26)
- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 67%(H26)
- ・道路路面防災の要対策箇所の対策率 17%(H26)
- ・農道整備事業の完了地区数 98地区(H27)
- ・起終点が他の道路と接続し、迂回路機能を持つ林道の路線数 32路線(H27)

5. 二次災害の防止

5-1 ため池、ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生

【評価結果】

【老朽化した農業用ため池の改修を促進】

- 災害の発生を未然に防止するため、整備の必要な老朽化した農業用ため池の改修を実施しているところであり、平成8年度から平成26年度までに272箇所を改修した。引き続き整備の必要なため池について、県営及び団体営事業により実施していく必要がある。(農林部)

【ダムの耐災害性の向上】

- 県管理ダムの適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う必要がある。
そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する必要がある。(県土マネジメント部)

【土砂ダム等の損壊に備えた対策の推進】

- 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した赤谷地区等6地区における国の砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域全体において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる必要がある。(県土マネジメント部)
- 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる必要がある。(県土マネジメント部)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【老朽化した農業用ため池の改修を促進】

- ・ 事業により改修が完了したため池数 272 箇所(H27)
- ・ ため池の点検・診断の実施割合 81.5%(H27)

【ダムの耐災害性の向上】

- ・ 県管理ダムの長寿命化計画の策定 0箇所(H27)

5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

【農地・森林の保全・整備】

- 農村資源を活用した地域づくりを進めており、平成26年度は17集落で取り組まれた。このことにより、地域の農地の良好な保全管理にも繋がっており、今後は、組織基盤の強化を図っていく必要がある。

(農林部)

- 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る必要がある。(農林部)

【農業水利施設の機能保全】

- 農地・農業水利施設を整備し、災害に強い地域づくりを推進しており、これまで基盤整備事業15地区が完了している。引き続き、残り3地区の早期完了を目指す必要がある。(農林部)
- 県が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画を策定する必要がある。(農林部)
- 河川に設置されている農業水利施設である井堰における機能保全計画を策定する必要がある。(農林部)

【治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全】

- 林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設の機能の維持及び増進に努めるため、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する必要がある。(農林部)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【農地・森林の保全・整備】

- ・ 農村地域づくりの取組集落件数 17 集落 (H27)
- ・ 県内の特定間伐実施面積 7,698ha (H27)

【農業水利施設の機能保全】

- ・ 基盤整備事業の完了地区数 15 地区 (H27)
- ・ 県が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 50.0% (H27)
- ・ 河川に設置されている井堰の機能保全計画を策定した市町村数 2 市町 (H27)

○基本目標3：迅速な復旧・復興を可能にする

6. 地域社会、経済の迅速な再建・回復

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

【災害廃棄物処理計画の策定等】

- 国が東日本大震災の経験を踏まえ策定した「災害廃棄物対策指針」を活用して、県地域防災計画に掲げる事項について、広域処理の観点からさらに実用的なものとするため「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定した。この計画を国・県・市町村等が情報共有することにより、各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備等を促進するとともに、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する必要がある。(景観・環境局)
- 現在、一部市町村ではストックヤードが確保されているが、大規模災害時に必要な面積を確保できていない現状であるため、県内におけるストックヤードを確保する必要がある。(景観・環境局)

【ごみ焼却施設の非常用発電機等の設置促進】

- 県内の多くのごみ焼却施設では老朽化が進むとともに、非常用発電機や水等の資機材を備えていないため、災害時にインフラ等の遮断により自立して稼働できなくなる可能性がある。そのため、災害時にも自立して稼働できるよう非常用発電機やその他資機材を備えた施設について、整備計画の作成及び実施を促進する必要がある。(景観・環境局)

【災害廃棄物処理における訓練等の実施促進】

- 災害発生時に迅速・適正に廃棄物処理を行えるよう、教育・訓練プログラムを開発するとともに、訓練の実施を推進する必要がある。(景観・環境局)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【災害廃棄物処理計画の策定等】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定率(市町村) 15.4%(H27)
- ・ スtockヤード計画・確保率(計画・確保済市町村数/全市町村数) 43.6%(H27)

【ごみ焼却施設の非常用発電機等の設置促進】

- ・ ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 8.0%(H27)

【災害廃棄物処理における訓練等の実施促進】

- ・ 廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発(市町村) 30.7%(H27)

6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

【若年層を中心とした建設業界の担い手確保の促進】

- 減少する建設業就業者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、若年層を中心とした担い手確保対策や就労環境改善に向けた取組を推進する必要がある。（県土マネジメント部）

【関係団体と災害対策に係る業務の協定を締結し、ノウハウや能力を活用できる体制構築】

- 災害発生時に迅速な応急対策等を行うため、平常時から防災関係機関や各種業界団体と連携強化を図るとともに、災害対策に係る業務についてあらかじめ協定を締結するなど、民間機関のノウハウや能力等を活用できる体制を構築する必要がある。（関係部局）

【重要業績評価指標（KPI）】

【若年層を中心とした建設業界の担い手確保の促進】

- ・ 35歳未満技術職員を全技術職員の15%以上確保している建設業者の割合 12%(H27)

【関係団体と災害対策に係る業務の協定を締結し、ノウハウや能力を活用できる体制構築】

- ・ 民間事業者団体等との協定数 62件(H27)

6-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

【評価結果】

【大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地の確保や関係団体等との連携】

- 大規模災害時の被災者支援のため、応急仮設住宅を必要とする際、速やかに対処するために、建設用地の確保や関係団体等との連携の取組を進める必要がある。（まちづくり推進局）

【こころのケアチーム構成員となる精神医療従事者の能力向上を促進】

- 発災前から精神科医療を受けていた人に対する診療や、災害ストレス等により新たに生じた精神的不健康に対応するため、こころのケアチーム構成員となる精神医療従事者に対して研修を行い、支援の質の維持及び向上を図る必要がある。（医療政策部）

【市町村による被害認定調査の実施や罹災証明書の発行を支援】

- 市町村が適正な住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書の迅速な発行等の被災者生活再建支援を円滑に実施するため、市町村担当者のための研修機会の拡充等を図る必要がある。（防災統括室）

【災害ボランティア活動等の支援】

- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、県社会福祉協議会等と連携し、NPOやボランティアの支援活動を一層促進する必要がある。（くらし創造部）

- 災害時に専門技術ボランティアとして活動できる人材を把握できるよう、関係部局において日頃から専門的な技術や資格を有する者の属する団体等と顔の見える関係を構築していく必要がある。(くらし創造部・各部局)

【県民の地震保険加入率の向上】

- 地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、県民に対して地震保険制度の普及促進を図る必要がある。(防災統括室)

【災害時に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を促進】

- 発災後に土地所有者等の立会による確認等を要することなく迅速に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を推進する必要がある。(農林部)

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、災害発生後の被災者の速やかな生活再建を支援するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。(県土マネジメント部)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【こころのケアチーム構成員となる精神医療従事者の能力向上を促進】

- ・ 災害時こころのケアに関する研修受講者 34名(H27)

【市町村による被害認定調査の実施や罹災証明書の発行を支援】

- ・ 市町村対象の被害認定調査研修会受講者数 140名(H27)

【県民の地震保険加入率の向上】

- ・ 地震保険世帯加入率 27.1%(H27)

【災害時に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を促進】

- ・ 地籍が明確化された面積の割合 12.0%(H26)

【物流ルートの整備・保全、耐災害性の向上】

- ・ 京奈和自動車道(奈良県域)の整備率 50%(H26)
- ・ 地域高規格道路 五條新宮道路(奈良県域)の整備率 10%(H26)
- ・ 骨格幹線道路ネットワーク(路線の線的整備箇所)の整備率 22%(H26)
- ・ 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 67%(H26)
- ・ 道路法面防災の要対策箇所の対策率 17%(H26)

（別紙2）施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

1. 行政機能／警察・消防等

<行政>

【県有施設等の強化】

- 県有建築物の耐震改修等整備プログラムに基づき、耐震診断及び耐震改修を実施してきたところであるが、診断等の結果及びファシリティマネジメントの評価を踏まえ、改修を促進する。（まちづくり推進局）
- 停電でも災害対応機能を維持するため、既設非常用発電設備を整備する。（防災統括室）

【奈良県広域防災拠点の整備】

- 近い将来発生し、奈良県でも大きな被害が見込まれる南海トラフ巨大地震等の際において、県内被災地はもとより、より甚大な津波被害が想定される紀伊半島沿岸地域への支援拠点として、災害救助要員のベースキャンプ、ヘリポート救援物資の備蓄・集配機能などを有する広域防災拠点施設を紀伊半島中心部に位置する五條市に整備を図る。（防災統括室）

【陸上自衛隊の駐屯地誘致】

- 本県は全国で唯一陸上自衛隊の駐屯地がなく、今後南海トラフ巨大地震等の大規模災害等により県内全体が被災した場合、京都府南部の大久保駐屯地からの派遣では道路網等の寸断により、県南部地域への派遣には相当な時間を要し、人命救助等の即座の対応が困難である。
また、本県は紀伊半島中央部に位置し、周囲を大阪府・京都府・和歌山県・三重県に囲まれた海のない内陸県で津波被害等がなく、駐屯地が五條市付近にあれば、県防災基地と連携し、和歌山県・三重県・大阪府への後方支援拠点としての機能発揮が可能であることから、陸上自衛隊駐屯地の県内（五條市）誘致を促進する。（防災統括室）

【県防災行政無線のデジタル化による防災情報伝達の高機能化】

- 県防災行政無線は、平成15年度より運用を開始して老朽化が進行しているため、災害に備えてデジタル化による防災情報伝達の高機能化を図る。（防災統括室）

【ヘリコプター臨時離発着場所の調査実施】

- 災害時に孤立集落が発生した際の対応として、市町村におけるヘリコプター臨時離発着場所の調査を行なう。（防災統括室）

【奈良県ヘリポートの管理・運営の強化】

- 現場への救助・救急・消火活動・物資輸送等に資する消防防災ヘリコプターの離着陸に必要な奈良県ヘリポートの管理・運営を行う。（県土マネジメント部）

【業務継続体制の整備】

- 業務継続計画を策定し、災害を想定した訓練を重ねるとともに、市町村における業務継続計画策定についても促進する。(防災統括室)
- 被災時に備え、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する。(防災統括室)

【災害対応訓練の実施】

- 円滑な災害対応を実施するため、平常時から災害対策本部運営マニュアルの充実や業務別マニュアルの作成及び見直しを行い、災害種別に応じた図上訓練等を実施する。(防災統括室)

【職員等の防災教育及び対応力強化】

- 「災害に強いひと・組織をつくる」という目標達成に向け、毎年度新規採用職員研修における防災研修や新任課長補佐級研修における危機管理能力向上研修を実施しているが、さらに効果的な研修となるよう検討し、継続して実施する。(総務部)
- 市町村職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会・研修会等の実施及び防災知識の手引き書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。(防災統括室)

<警察本部>

【警察機能の強化】

- 警察施設の耐震性が低いとされた5警察署に対して、2警察署の建て替えや改修工事が終了した。残る3警察署についても、早いうちに改修工事等を実施する。(警察本部)
- 災害発生時の対応に資するため、警察本部及び県下各警察署の災害用装備資機材を整備する。(警察本部)
- 災害発生後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置を整備する。(警察本部)
- より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化、情報通信機能の強化、受援補給体制の整備等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。(警察本部)
- 県警警察官及び警察職員の備蓄食糧を拡充し、警察本部庁舎及び各警察署の非常用発動発電機、無停電電源装置の耐災害性の向上を図り、機能を強化する。(警察本部)
- 「地域防災拠点」「情報発信基地」となる交番・駐在所について、耐用年数を経過した交番・駐在所を順次整備し、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る。(現在、耐用年数(木造30年、鉄骨45年、鉄筋70年)を経過した交番・駐在所は62か所(平成26年度)となっている。)(警察本部)
- 交番を「地域防災拠点」「情報発信基地」として、避難情報、被災者情報等を迅速に地域住民等に情報発信するため、交番に奈良県警察WANシステムを整備して、警察本部・警察署とのネットワーク化を図る。(警察本部)

＜消防＞

【消防力の強化】

- 消防において災害対応力強化のための体制、救助業務高度化のための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて消防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進する。特に消防団員、救急救命士の人材を確保する。*(消防救急課)*
- 管内人口約90万人、37構成市町村により平成26年4月に設立された奈良県広域消防組合については、平成28年4月の通信部門の統合、平成33年の全体統合に向けて段階的に広域化を進め、住民サービスの向上や大規模災害に対応できる消防体制の充実強化を図る。*(消防救急課)*
- 緊急消防援助隊や関係機関との合同訓練において様々な形態、規模による訓練を実施し、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく。併せて、県外からの緊急消防援助隊の県内の受入体制の整備を図る。*(消防救急課)*
- 地域の活動拠点となる消防庁舎の耐震化により耐災害性を強化する。*(消防救急課)*

＜関係機関との連携＞

【警察・消防・自衛対等防災関係機関と連携を強化】

- 防災総合訓練などで関係機関との連携を図っており、今後も機会をとらえ、警察、消防、自衛隊などと「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく。*(防災統括室)*

【相互応援協定などに基づいた自治体間の連携を強化】

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、全国知事会による応援協定や近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定など、都道府県間での応援・受援体制の構築を図る。*(防災統括室)*

【関係団体と災害対策に係る業務の協定を締結し、ノウハウや能力を活用できる体制構築】

- 災害発生時に迅速な応急対策等を行うため、平常時から防災関係機関や各種業界団体と連携強化を図るとともに、災害対策に係る業務についてあらかじめ協定を締結するなど、民間機関のノウハウや能力等を活用できる体制を構築する。*(関係部局)*

2. 住宅・都市

【耐震化の促進】

- 住宅・建築物の耐震化率は、全国とほぼ同じ水準であり、一定の進捗が見られるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。*(まちづくり推進局)*
- 老朽化した県営住宅について、居住者の安全確保の観点から、建替えに加え、耐用年数の残る県営住宅への住み替え等により、県営住宅居住者の地震時被害を軽減させるための総合的な取組を進める。*(まちづくり推進局)*
- 公立小中学校施設の耐震化率は平成26年度末で94.0%であり、また屋内運動場等の施設は、災害時に避難場所として利用されることもあることから、天井の落下防止対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る。*(教育委員会)*
- 県立学校のうち、特別支援学校については平成26年度に耐震化が完了した。高等学校については、平成25年度から平成29年度を耐震化整備集中期間として着実に整備を進める。*(教育委員会)*

【住宅等における安全の確保】

- 住宅の地震時における家具の転倒防止対策等の普及・啓発を図る。*(防災統括室)*
- 住宅の新築において中間検査、完了検査を徹底させることにより法の的確な執行を確保、既存建築物について定期報告制度や防災査察による安全性等の確保をすることにより、出火防止対策を実施する。*(まちづくり推進局)*
- 老朽化した空き家が増加する中で、地域の住民の安全を確保し住み続けられる地域づくりを進める観点から、市町村による空き家の再生や除却等を促進する。*(まちづくり推進局)*
- 県営住宅について、建替えに加え、長寿命化のためのストック改善を進めるとともに、民間住宅について、長期優良住宅の普及等により住宅の質の向上を図る。*(まちづくり推進局)*

【市街地における安全性の確保】

- 都市計画区域内28市町村のうち22市町で、都市防災に配慮した市町村都市計画マスタープランが策定されているが、残り6市町村に対しても策定支援を行う。*(まちづくり推進局)*
- 大地震時の宅地の安全性を確保するため、第1次スクリーニングとして大規模盛土造成地の概ねの位置や規模について調査を終え、大規模盛土造成地マップを公表した。今後、マップの周知を図るとともに、第2次スクリーニングを計画的に進めるために、調査の優先度を決定し、優先度の高い大規模盛土造成地から現場調査と安全性の検証を行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて滑動崩落防止工事の実施を推進する。*(まちづくり推進局)*
- 市町村が事業主体の一次避難地、広域避難地や広域防災拠点となる都市公園の整備に対する国への交付金要望や、防災機能を有する都市公園の技術的な助言等の支援を行う。*(まちづくり推進局)*

【大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地の確保や関係団体等との連携】

- 大規模災害時の被災者支援のため、応急仮設住宅を必要とする際、速やかに対処するために、建設用地の確保や関係団体等との連携の取組を進める。(まちづくり推進局)

【水道施設の耐震化】

- 基幹管路の耐震適合率はほぼ全国平均であるが、依然として低い状況にある。また、浄水施設の耐震化及び配水池の耐震化率は全国平均を上回っているものの、さらなる耐震化の必要がある。また、県域水道ファシリティマネジメントの視点で、県域全体で施設投資の最適化を進め、耐震化への対応を促進する。(地域振興部)
- 管路を除く構造物について、施設耐震診断を実施し、耐震化の必要な施設について耐震化工事を完了した。管路については、経年管の更新に併せて耐震化工事を実施する(漏水履歴のある管路を先行して更新)。(水道局)

【下水道施設の老朽化対策、耐震化等】

- 流域下水道施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策、及び重要な施設の耐震化を着実に推進する。また、市町村の下水道施設長寿命化計画については策定支援を行う。(県土マネジメント部)
- 災害時に備え、市町村所管の下水道施設についてBCPの策定支援を行う。(県土マネジメント部)

【応急危険度判定及び被害認定調査の実施】

- 二次災害防止を目的に被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う判定士の高齢化に伴い、新たな判定士を養成し確保する。(まちづくり推進局)
- 市町村が適正な住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書の迅速な発行等の被災者生活再建支援を円滑に実施するため、市町村担当者のための研修機会の拡充等を図る。(防災統括室)

【県民の地震保険加入率の向上】

- 地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、県民に対して地震保険制度の普及促進を図る。(防災統括室)

【災害時に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を促進】

- 発災後に土地所有者等の立会による確認等を要することなく迅速に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を推進する。(農林部)

【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

- 国宝、重要文化財が多い本県においては、災害時における文化財の被害低減を図るため、引き続き関係機関などが連携した啓発活動や防災・防火設備の設置促進、安全確保などの取組を推進する。(教育委員会)

3. 県土保全・県土利用

【河川整備等総合的な治水対策の推進】

- 大和川流域の内水対策や浸水常襲地域の対策を進めるため、直轄遊水地整備をはじめ、国による大和川河川改修を促進するとともに、県管理河川の改修、直轄遊水地を活用した内水対策、市町村とも連携した流域対策、及び避難勧告等に活用する水防情報の強化など、ハード整備とソフト対策が連携した流域全体の総合的な治水対策を推進する。
さらに、洪水を安全に流すための対策に加え、越水等が発生した場合にも被害を軽減させるため、危機管理型ハード対策として堤防の質的改良を推進する。(県土マネジメント部)
- 水田貯留の機能に着目し、水田の保全をも目的に平成24年度から取組をはじめており、平成26年度には27haに拡大した。今後も効果的・組織的な取組を進める。(農林部)
- 県管理の河川堤防、ダム、樋門について適切な維持管理を行うため、ダム、樋門等河川管理施設の老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う。
そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。(県土マネジメント部)
- 平成24年度に完成した大滝ダムの効果を最大限発現させるため、国及び県が協力しながら紀の川の改修を進め、国及び県管理区間における未改修区間の対応を進める。(県土マネジメント部)
- 紀伊山地は土砂流出・堆積の著しい流域が存在することや複数の管理者によるダムが整備されていることから、堆積土砂対策や利水ダムの治水運用の拡大など、洪水対応等の危機管理に向けた国による上下流一貫した総合的な治水対策を促進する。(県土マネジメント部)

【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】

- 水位周知河川23河川について、浸水想定区域図の作成を終え、対象となる31市町村で洪水ハザードマップを作成済みであるが、水防法改正に伴う県の浸水想定区域図の見直しとともに、洪水ハザードマップの見直しを行う市町村への技術的な支援を行う。また、市町村における洪水ハザードマップを活用した防災訓練の実施や住民への周知などを支援する。(県土マネジメント部)

【ダムの耐災害性の向上】

- 県管理ダムの適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う。
そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。(県土マネジメント部)

【土砂災害対策の推進】

- 危険な区域の指定と周知、情報伝達体制、防災体制の充実などのソフト対策の充実を最優先とし、ハード対策は選択と集中により、崩落やその兆候が見られる箇所対策を最優先で取り組むとともに、代替性のない避難所や24時間入居している要配慮者利用施設などの防災上重要

な施設が存する箇所の対策を先行的に実施する。また、砂防関係施設の老朽化対策を推進する。

(県土マネジメント部)

- 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した赤谷地区等6地区における国による砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる。**(県土マネジメント部)**
- 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる。**(県土マネジメント部)**
- 木津川上流域においては、土石流危険渓流が集中していることから、安全な生活基盤の確保に向けた国による事業の実施を促進し、地域の安全・安心を向上させる。**(県土マネジメント部)**
- 災害発生時、二次災害を防止するため、斜面の判定を行う斜面判定士を育成（全国砂防ボランティア協議会認定）する。**(県土マネジメント部)**

【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備】

- 土砂災害警戒区域（イエロー）の区域指定は平成27年5月に完了しており、今後は、土砂災害特別警戒区域（レッド）の指定を平成31年度までに完了させる。**(県土マネジメント部)**
- ゲリラ豪雨や大型台風などの異常気象、南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、大規模土砂災害の監視・警戒・避難のシステムづくり（深層崩壊マップ及びその解説資料並びに防災マップの作成・利活用のガイドラインの作成と普及）を行う。**(県土マネジメント部)**
- 『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、市町村地域防災計画に定めた避難場所・避難経路などを周知するため、市町村が行うハザードマップの作成、公表及び土砂災害に係る避難訓練を支援する。**(県土マネジメント部)**

4. 交通・物流

【基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上】

- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も被災者の生活再建を支援するとともに、経済活動や医療活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、五條新宮道路、国道169号をはじめとする骨格幹線道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。(県土マネジメント部)

【奈良県道路整備基本計画に基づき概ね10年以内に整備する箇所】

■紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和御所道路（御所南IC～五條北IC間、橿原北IC～橿原高田IC間）

大和北道路（（仮称）奈良IC～郡山下ツ道JCT間）

五條新宮道路

十津川道路、長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、辻堂バイパス、阪本工区

国道169号ライン

新伯母峯トンネル、高取バイパス、県道橿原高取線、県道御所高取線

■その他の骨格幹線道路

国道168号 香芝王寺道路、王寺道路

県道結崎田原本線、県道桜井吉野線、（都）西九条佐保線 など

【新たに事業の具体化を図る箇所】

■紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和北道路（木津IC～（仮称）奈良IC間）

五條新宮道路

十津川道路Ⅱ期、新天辻工区

■その他

広域防災拠点へのアクセス道路 など

- 市街地における道路空間の確保は、防災上有効であるため、今後も着実に改良を進める。(まちづくり推進局)
- 災害時の確実な避難や応急対策ができるよう、道路の安全性を高めるため、市街地等の道路における無電柱化を推進する。(県土マネジメント部)

【リニア中央新幹線 三重・奈良ルートの早期全線整備】

- 現東海道新幹線は東西の大動脈であり分断の影響は極めて大きいことから、リニアについては現新幹線と異なるルートとすることによるリスク分散を図り、より強靱な東西高速交通ルートを形成する必要がある。また、リニア中央新幹線の「奈良市附近」駅が設置されることにより、

新たな大動脈の輸送ルートが県内に形成される。更に、リニア中央新幹線は、大規模自然災害時においても、支援を遠方から極めて短時間で県内に受け入れられる輸送ルートとして期待される。そのため、リニア中央新幹線を整備計画通り「奈良市附近」を経過地とした三重・奈良ルートの早期全線整備を国及びJR東海に働きかけるとともに、JR東海から地元自治体が求められる協力事項について、先行検討を実施する。(県土マネジメント部)

【民間事業者との連携】

- 鉄道施設の被害を未然に防止し、倒壊等による被害の拡大を防ぐため、鉄道事業者が実施する鉄道駅及び高架橋などの耐震化を支援する。(県土マネジメント部)
- 家庭や企業の自主備蓄、更に市町村による物資供給が不足した場合に備えて、救援物資の現物備蓄及び企業との救援物資供給協定による流通備蓄に取り組む。(防災統括室)
- 災害発生時にはインフラ等の遮断により、住民生活に必要な物資が供給されなくなる可能性があるため、救援物資対応マニュアルの作成等を実施する。(産業・雇用振興部)
- 被災地への物資の供給を迅速に行うために、物流事業者等との緊急時救援物資の輸送に関する協定が実効性を維持できるように対応する。(産業・雇用振興部)

5. 避難行動支援・地域防災力の強化

<避難行動支援>

【災害時の確実な情報伝達】

- 避難勧告等の発令基準について、市町村が水害・土砂災害等の発生の恐れを予測し、具体的な発令基準を運用できるように見直しの支援を行う。*(防災統括室、県土マネジメント部)*
- 県と地方気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」については、県ホームページの土砂災害・防災情報システムにおいて1kmメッシュ（気象庁は5kmメッシュ）の土砂災害警戒情報を掲載しており、今後、円滑な避難勧告等の発令に資する情報を拡充し、市町村及び住民への一層の周知を図る。*(県土マネジメント部)*
- 水害の防止及び減災を図るため、河川監視ライブカメラを活用し、洪水時の河川状況をインターネットや主要駅のデジタルサイネージでリアルタイム配信するなど、市町村及び住民への避難勧告・誘導に資する水防情報の提供を充実させる。*(県土マネジメント部)*
- 市町村の発令する避難勧告等や防災気象情報等を住民に伝達するため、奈良テレビと連携した災害時の情報発信等を進めているが、Lアラートの活用等、マスコミと連携した情報発信体制を更に強化する。*(防災統括室)*
- 県が市町村、消防及びライフライン機関等と災害情報を迅速に共有するとともに、県民への防災情報の提供を行うことを目的とした防災情報システムを整備する。*(防災統括室)*

【住民避難に係る施設の整備等】

- 市町村において避難場所が設定されているが、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく。その際、必要に応じて県有施設や民間施設の活用、隣接市町村間の避難者受入等を進められるよう支援する。*(防災統括室)*

【帰宅困難者対策】

- 県外就業率・就学率が高く、観光客が多いという本県の特徴を踏まえ、県外就業者・就学者（県民）に対する啓発や、帰宅困難者対策ガイドラインの策定、観光客向けの避難場所の確保、災害対応訓練の実施などを行う。*(防災統括室・観光局)*

<地域防災力の強化>

【防災知識の普及啓発・防災教育】

- 住民の生命を守るためには、住民一人一人が日頃から災害に関する知識を習得し、備えることが必要であるため、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。*(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、県土マネジメント部)*
- 学校における防災教育及び防災訓練の充実を図る。*(教育委員会)*
- 教職員を対象とした防災に係る研修会を実施し、小・中・高等学校・特別支援学校における防災

教育の促進を図る。(教育委員会)

- 過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧するなど、災害教訓を伝承する。(防災統括室)

【自主防災力の強化】

- 県内では、避難を要するような自然災害等の経験のない県民が大半である。自主防災組織や自治会等が、実際に災害に直面した時に効果的・効率的に機能するために、訓練など体験的な学習により実践力を習得・向上できるよう支援する。(安全・安心まちづくり推進課)
- 自主防災組織結成補助金事業(平成22～24年度)や安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業(平成21年～)などを通じて様々な啓発を行い、県内の自主防災組織率を84.2%(平成27年4月現在)まで引き上げ、全国平均(81.0%)を上回ることができた。今後も、自主防災組織の充実及び活性化に取り組む。(安全・安心まちづくり推進課)
- 災害の規模が大きくなればなるほど、行政の公的救助・支援である「公助」は届きにくく、「自分や家族の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」といった「自助」「共助」が重要になる。このため、災害発生時の被害軽減・拡大防止、災害発生後の迅速・円滑な被災者支援のため、平常時から県民の身近で防災意識啓発や訓練指導等を行うとともに、発災時には共助活動の担い手となり得る人材(防災リーダー、防災士)を養成する。(安全・安心まちづくり推進課)

【非常用物資の確保】

- 家庭や企業等においては、7日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため県や市町村による啓発活動に取り組む。(防災統括室)
- 平成25年1月に非常用飲料水として12,000本6,000Lを製作したが、賞味期限が5年であるため、定期的な更新を行なう。(水道局)

【災害ボランティア活動等の支援】

- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、県社会福祉協議会等と連携し、NPOやボランティアの支援活動を一層促進する。(くらし創造部)
- 災害時に専門技術ボランティアとして活動できる人材を把握できるよう、関係部局において日頃から専門的な技術や資格を有する者の属する団体等と顔の見える関係を構築していく。(くらし創造部・各部局)

6. 保健医療・福祉

【医療救護活動の促進】

- 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成支援及びDMATの資質向上や、DMAT活動マニュアルの更なる充実やトリアージ体制の強化等、医療救護活動を推進する。（医療政策部）

【災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化等、医療設備の整備】

- 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化や、自家発電装置及び応急医療機材の整備を促進する。（医療政策部）

【奈良県広域災害医療情報システムの運用による医療機関情報の共有】

- 災害発生時、医療機関情報の共有として、奈良県広域災害救急医療情報システムの運用や受入可能情報及び医療機関被災状況の情報共有を図る。（医療政策部）

【食中毒・感染症等の対策】

- 災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施する。（医療政策部）
- 災害時、避難所内での感染症等の発生を防止するため、平常時から医療関係機関と連携して、感染症の予防対策等を協議する。（医療政策部）
- 奈良県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設に対して監視指導を行う。（くらし創造部）

【非常用物資の確保】

- 県内の医薬品等販売業者の夜間連絡先や連絡網については把握しているが、取扱品目、流通経路についても把握することにより、災害時の供給体制に生かす。（医療政策部）

【こころのケアチーム構成員となる精神医療従事者の能力向上を促進】

- 発災前から精神科医療を受けていた人に対する診療や、災害ストレス等により新たに生じた精神的不健康に対応するため、こころのケアチーム構成員となる精神医療従事者に対して研修を行い、支援の質の維持及び向上を図る。（医療政策部）

【社会福祉施設の機能強化等】

- 保育所、障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の耐震化を促進する。（健康福祉部、こども・女性局）

【災害時要援護者支援対策】

- 災害対策基本法において市町村に義務づけられた避難行動要支援者名簿の作成や、個別計画の策定支援を行う。（健康福祉部）
- 社会福祉施設は、非常災害時に対する避難計画を立てることとなっているが、計画が立てられ

ているか、実行性がある計画かなど詳細は把握できていない。詳細を把握し、必要に応じて計画作成や見直しを働きかける。(健康福祉部、こども・女性局)

- 個々の災害時要援護者の特性等に配慮した福祉避難所を整備するよう市町村に助言を行う。(健康福祉部)
- 在住外国人の安全・安心を確保するためにも、関係機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する。(総務部)

【発災後の遺体捜索、検視・検案、収容及び火葬等】

- 発災後に遺体の捜索及び検視・検案等を適切に実施するため、日頃から市町村や関係機関で情報を共有し、訓練等により連携を強化する。(医療施策部、警察本部)
- 発災後に遺体の収容及び火葬等を適切に実施するため、市町村に対して遺体収容所や火葬場の確保を働きかけるとともに、応急対策時に支援が可能となるよう応援体制の整備を行う。(くらし創造部)

7. 環境

【災害廃棄物処理計画の策定等】

- 国が東日本大震災の経験を踏まえ策定した「災害廃棄物対策指針」を活用して、県地域防災計画に掲げる事項について、広域処理の観点からさらに実用的なものとするため「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定した。この計画を国・県・市町村等が情報共有することにより、各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備等を促進するとともに、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。(景観・環境局)
- 現在、一部市町村ではストックヤードが確保されているが、大規模災害時に必要な面積を確保できていない現状であるため、県内におけるストックヤードを確保する。(景観・環境局)

【ごみ焼却施設の非常用発電機等の設置促進】

- 県内の多くのごみ焼却施設では老朽化が進むとともに、非常用発電機や水等の資機材を備えていないため、災害時にインフラ等の遮断により自立して稼働できなくなる可能性がある。そのため、災害時にも自立して稼働できるよう非常用発電機やその他資機材を備えた施設について、整備計画の作成及び実施を促進する。(景観・環境局)

【災害廃棄物処理における訓練等の実施促進】

- 災害発生時に迅速・適正に廃棄物処理を行えるよう、教育・訓練プログラムを開発するとともに、訓練の実施を推進する。(景観・環境局)

8. エネルギー

【多様なエネルギー供給源の確保】

- 県、市町村の防災拠点（避難所等）に太陽光発電と蓄電池等を整備し、災害時の電力確保を図る。
（地域振興部）
- 地域におけるエネルギー確保体制の整備促進として、集落や市町村等の小さな単位でのエネルギー供給体制整備に向けた取組を実施する。（地域振興部）
- 行政機関や公共機関、県内に事業所を有する企業等における非常用電源の導入促進を図る。（地域振興部）
- エネルギーの供給源の多様化のため、農村地域の資源を活用した小水力発電や太陽光発電の再生可能エネルギーに取組んでおり、上津ダムや倉橋溜池で施設整備を実施したが、さらなる拡大に向けた広報を行なう。（農林部）
- 災害時の大規模停電に備え、蓄電池等を備えるスマートハウス等の普及拡大を図る。（地域振興部）

【事業所等のエネルギー対策】

- 事業所等の省エネに設備の導入補助を実施しており、今後、経済団体・工業団地協議会等に周知を行うなど、更なる導入促進を図る。（地域振興部）

【災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保】

- LPガス発電は、発電とともに併せてガス機器としても使用ができるため、孤立集落のエネルギー対策として効果的であることから、市町村等に補助制度の周知を行うなど導入促進を図る。
（地域振興部）
- 災害時孤立の恐れのある地区において、自立分散型のエネルギーシステム導入促進を図るため、市町村等に補助制度の周知を行う。（地域振興部）

【ライフライン関係機関等との連携】

- 迅速な復旧や情報共有を実現するため、ライフライン防災対策連絡会における訓練等を通じた災害対応力の強化を図る。（防災統括室）
- 奈良県LPガス協会との「災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定」の対象となる県内市町村の拠点避難施設の調査を実施し、災害時のLPガス等の供給継続を図る。（地域振興部）

9. 産業

【企業防災活動等の促進】

- 企業連絡会議で防災関連情報を提供及び共有することにより、企業防災活動の活性化を図る。*(産業・雇用振興部)*
- 企業の自主的・自立的な行動による自助・共助の意識の向上を図るため、企業向けの啓発として、BCP策定セミナーの開催及びBCP策定のための相談体制の維持を図る。*(防災統括室、産業・雇用振興部)*

【被災企業への金融支援など、セーフティネット策を確保】

- 県では、災害により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する。*(産業・雇用振興部)*

【オフィスや生産拠点の本県への立地を促進】

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、オフィスや生産拠点の本県への立地を促進するための取組を強化する。*(産業・雇用振興部)*

【若年層を中心とした建設業界の担い手確保の促進】

- 減少する建設業就業者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、若年層を中心とした担い手確保対策や就労環境改善に向けた取組を推進する。*(県土マネジメント部)*

10. 農林

【農地・森林の保全・整備】

- 農村資源を活用した地域づくりを進めており、平成26年度は17集落で取り組まれた。このことにより、地域の農地の良好な保全管理にも繋がっており、今後は、組織基盤の強化を図っていく。(農林部)
- 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る。(農林部)

【農業水利施設の機能保全】

- 農地・農業水利施設を整備し、災害に強い地域づくりを推進しており、これまで基盤整備事業15地区が完了している。引き続き、残り3地区の早期完了を目指す。(農林部)
- 県が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画を策定する。(農林部)
- 河川に設置されている農業水利施設である井堰における機能保全計画を策定する。(農林部)

【農業集落排水施設の耐震化】

- 農業集落排水施設の耐震化等の推進に向け、機能診断を速やかに実施していく。(農林部)

【治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全】

- 林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設の機能の維持及び増進に努めるため、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する。(農林部)

【ため池の防災対策】

- 災害の発生を未然に防止するため、整備の必要な老朽化した農業用ため池の改修を実施しているところであり、平成8年度から平成26年度までに272箇所を改修した。引き続き整備の必要なため池について、県営及び団体営事業により実施していく。(農林部)
- 平成24年度から堤高15m以上のため池についてレベル2地震動に対応した耐震点検・調査を実施しているところ。早期進捗に向けて、県として事業実施主体である市町村に対し、今後より一層の啓発や支援を行う。(農林部)
- 決壊すると下流に多大な影響を与えるため池を防災重点ため池に位置付け、耐震調査及びハザードマップ作成を市町村において実施しているが、県としてソフト対策が早期に進むよう今後より一層の啓発や支援を行う。(農林部)

【農道・林道の整備等】

- 地域の緊急迂回路として、活用可能な県営農道を整備する。(農林部)
- 山間部において集落間を連絡している国道・県道等の幹線を補完し、災害発生時の迂回路としての活用可能な林道を整備する。(農林部)